

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第7期) 至 平成24年3月31日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

目次

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	10
5 【従業員の状況】	14
第2 【事業の状況】	15
1 【業績等の概要】	15
2 【生産、受注及び販売の状況】	18
3 【対処すべき課題】	19
4 【事業等のリスク】	21
5 【経営上の重要な契約等】	28
6 【研究開発活動】	31
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	32
第3 【設備の状況】	35
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	35
2 【道路資産】	40
第4 【提出会社の状況】	45
1 【株式等の状況】	45
2 【自己株式の取得等の状況】	47
3 【配当政策】	47
4 【株価の推移】	47
5 【役員の状況】	48
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
第5 【経理の状況】	55
1 【連結財務諸表等】	56
2 【財務諸表等】	108
第6 【提出会社の株式事務の概要】	142
第7 【提出会社の参考情報】	143
1 【提出会社の親会社等の情報】	143
2 【その他の参考情報】	143
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	144
第1 【保証会社情報】	144
第2 【保証会社以外の会社の情報】	144
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	144
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	147
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	147
第3 【指数等の情報】	150
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【事業年度】	第7期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 剛一
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 寺島 満
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 寺島 満
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益（百万円）	741,702	791,729	581,502	659,296	596,306
経常利益（百万円）	18,950	13,846	10,963	11,122	10,041
当期純利益（百万円）	10,900	8,093	5,540	6,547	6,856
包括利益（百万円）	—	—	—	6,570	7,204
純資産額（百万円）	174,246	180,797	185,437	192,607	201,084
総資産額（百万円）	1,203,405	1,309,398	1,491,720	1,653,647	1,991,602
1株当たり純資産額（円）	1,321.02	1,383.05	1,425.68	1,476.02	1,528.79
1株当たり当期純利益金額（円）	83.85	62.25	42.61	50.36	52.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	14.3	13.7	12.4	11.6	10.0
自己資本利益率（％）	6.6	4.6	3.0	3.5	3.5
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△175,138	△118,685	△130,784	△121,592	△209,522
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△7,149	△40,920	△15,372	△32,761	△23,316
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	188,383	133,612	167,607	150,908	288,546
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	102,530	76,537	97,988	94,542	150,249
従業員数（人） （外、平均臨時雇用者数）	7,217	8,161 (1,240)	8,387 (1,439)	8,609 (1,455)	9,153 (1,860)

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。なお、第3期の臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
営業収益（百万円）	725,587	776,619	562,702	634,845	568,704
経常利益（百万円）	16,439	8,409	4,939	7,166	5,659
当期純利益（百万円）	10,360	5,363	1,736	3,753	2,157
資本金（百万円）	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数（千株）	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額（百万円）	167,590	172,953	174,690	178,444	180,601
総資産額（百万円）	1,183,161	1,298,426	1,481,628	1,641,185	1,972,311
1株当たり純資産額（円）	1,289.15	1,330.41	1,343.77	1,372.64	1,389.24
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） （円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額（円）	79.69	41.25	13.35	28.87	16.59
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	14.2	13.3	11.8	10.9	9.2
自己資本利益率（％）	6.4	3.1	1.0	2.1	1.2
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
配当性向（％）	—	—	—	—	—
従業員数（人）	2,120	2,111	2,096	2,117	2,094

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団(以下「道路公団」といいます。)の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	中日本高速道路(株)設立
平成17年12月	中日本エクシス(株)(連結子会社)設立
平成18年3月	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」といいます。)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と協定(注1)を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構(以下「道路サービス機構」といいます。)(注2)及び財団法人ハイウェイ交流センター(以下「ハイウェイ交流センター」といいます。)から、当社及び中日本エクシス(株)がサービスエリア・パーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成18年9月	協定(注1)を一部変更
平成18年10月	中日本エクストール横浜(株)(連結子会社)、中日本エクストール名古屋(株)(連結子会社)設立
平成19年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成19年4月	(株)高速道路総合技術研究所(以下「高速総研」といいます。)(持分法適用関連会社)を新設分割により設立し、当社中央研究所の営業の一部を承継
平成19年10月	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)及び名古屋道路エンジニア(株)を株式取得により連結子会社化
平成19年11月	(株)アステック・メンテ、日本メンテックス(株)及び中部道路メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、それぞれ中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)及び中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)に商号変更 名古屋道路エンジニア(株)を中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)に商号変更
平成19年12月	東エン(株)及び(株)アルプスハイウェイサービスを株式取得により連結子会社化し、それぞれ中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)及び中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)に商号変更
平成20年1月	(株)クエストエンジニアを株式取得により連結子会社化
平成20年2月	NEXCO中日本サービス(株)(連結子会社)設立 中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)を株式取得により連結子会社化
平成20年4月	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)が(株)クエストエンジニアを吸収合併
平成20年8月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成20年10月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年2月	「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」を一部変更
平成21年3月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」、「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年7月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成21年8月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更
平成21年12月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成23年3月	名古屋ロード・メンテナンス(株)を株式取得により連結子会社化し、中日本ロード・メンテナンス東海(株)に商号変更 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成23年6月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」を一部変更
平成23年7月	一般国道1号(箱根新道)について、料金徴収期間を満了し、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ

年月	事項
平成23年10月 平成24年1月 平成24年3月	「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」を一部変更 ㈱エイチ・アール横浜及び㈱グランセルセイワサービスを株式取得により連結子会社化 中日本高速技術マーケティング㈱(連結子会社)及び中日本高速オートサービス㈱(連結子会社)を設立 一般国道139号(西富士道路)について、料金徴収期間を満了し、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ
平成24年4月	「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」を一部変更 中日本ハイウェイ・アドバンス㈱(連結子会社)設立 中日本ロード・メンテナンス静岡㈱及び東京ロードメンテナンス㈱を株式取得により連結子会社化

- (注) 1. 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」、「一般国道16号(八王子バイパス)に関する協定」、「一般国道139号(西富士道路)に関する協定」及び「一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))に関する協定」(以下「協定」と総称します。)をいいます。なお、協定の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。
2. 当時の名称であり、有価証券報告書提出日現在の名称は財団法人高速道路交流推進財団であります。

3 【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社19社及び関連会社16社（平成24年3月31日現在））は、高速道路事業、休憩所事業及びその他（関連）事業の3部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び主な関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

本事業内容の区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、東海地域を中心とした1都11県（注1）において、平成18年3月31日に当社が機構と締結した協定、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注2）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。当該新設等の対象となる高速道路は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に従い、機構に引き渡すこととされており、当社は、当該高速道路を機構より借り受けて、高速道路事業を実施しております。高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含まないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用に充てられることとなります。

当事業における主要な業務ごとの当社及び主な子会社、関連会社の位置付けは、以下のとおりであります。

料金収受業務	(連結子会社) 中日本エクストール横浜(株)、中日本エクストール名古屋(株)
交通管理業務	(連結子会社) 中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
保全点検業務	(連結子会社) 中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株) (持分法適用関連会社) 中日本施設管理(株)
維持修繕業務	(連結子会社) 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)、中日本ロード・メンテナンス東海(株)、中日本高速オートサービス(株) (持分法適用関連会社) 中日本ロード・メンテナンス中部(株)、日本ロード・メンテナンス(株)、(株)東京ハイウェイ、NHS名古屋(株)、ティーシーメンテナンス(株)、(株)高速保全
研究開発業務	(持分法適用関連会社) (株)高速道路総合技術研究所（注3）
その他業務（注4）	(連結子会社) NEXCO中日本サービス(株) (持分法適用関連会社) (株)NEXCOシステムズ（注3）、ハイウェイ・トール・システム(株)

- (注) 1. 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県
2. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
3. 企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。
4. 不動産関係業務、人材派遣業務、高速道路の通行料金、交通量等の電子計算等の業務、料金収受機械保守業務であります。

(2) 休憩所事業

休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

平成24年3月31日現在、当社の管理するサービスエリア・パーキングエリアのうち、139箇所の営業施設については連結子会社である中日本エクシス(株)が運営、管理を行っております。

(3) その他（関連）事業

その他（関連）事業は、旅行事業、海外事業、カードサービス事業、トラックターミナル事業、受託事業、占用施設活用事業及び物販事業に大別されます。

旅行事業については、平成19年12月から事業を開始し、お客様のニーズに合った旅行の提供を目指し、高速道路ドライブに関連した旅行商品やバスツアーの開発等を行うとともに、沿線地域への旅行を促進する観光プロモーション事業に取り組んでおります。

海外事業については、アジアを中心に事業展開を推進しております。特にベトナムにおいては、当社初の海外拠点であるベトナム事務所を軸として、現地道路機関との関係強化や情報収集を進めています。また、当社が行う海外の高速道路に関する調査及び情報収集業務について、合理的に実施することを目的として、日本高速道路インターナショナル(株)を設立し、持分法適用関連会社としております。また、同社は企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。

カードサービス事業については、提携会員カード「プレミアムドライバーズカード」を発行しております。

トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である北陸高速道路ターミナル(株)が石川県金沢市におけるトラックターミナルの運営、管理を行っております。

受託事業については、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等の観点から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託し、実施しております。

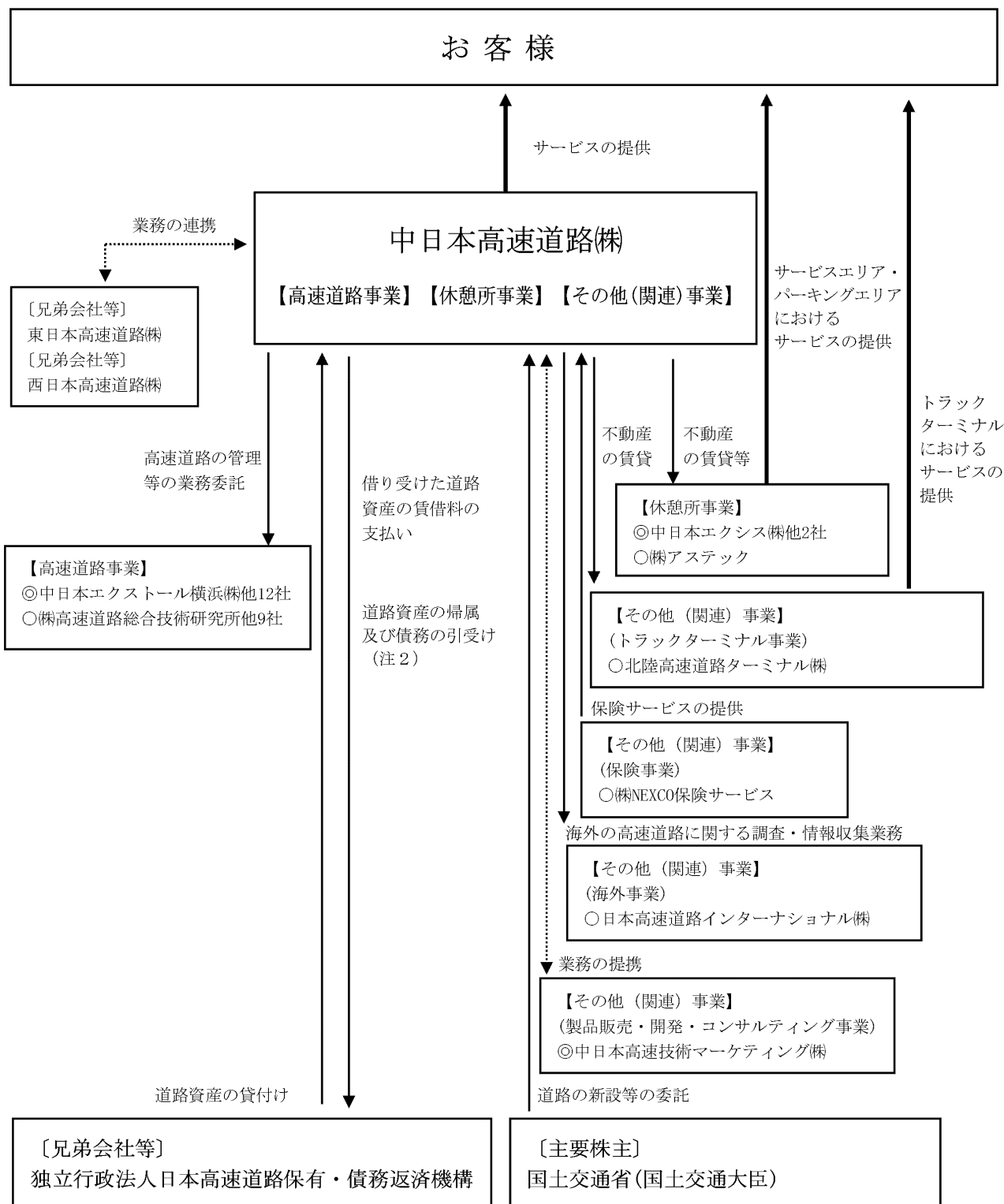
占用施設活用事業については、高架下駐車場等33箇所の管理運営及び無人パーキングエリアにおける自動販売機の管理運営を行っております。

物販事業については、オリジナル商品などの企画及び販売を実施しております。その他、土木・建築工事用資機材等の製品開発・販売などの事業を営むため連結子会社である中日本高速技術マーケティング(株)を設立しております。

なお、上記のほか、福利厚生の実施を図るため、(株)NEXCO保険サービス(持分法適用関連会社)が損害保険代理業などの保険事業を行っております。また、同社は企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

事業系統図



(注) 1. ◎は連結子会社、○は持分法適用会社を示しております。

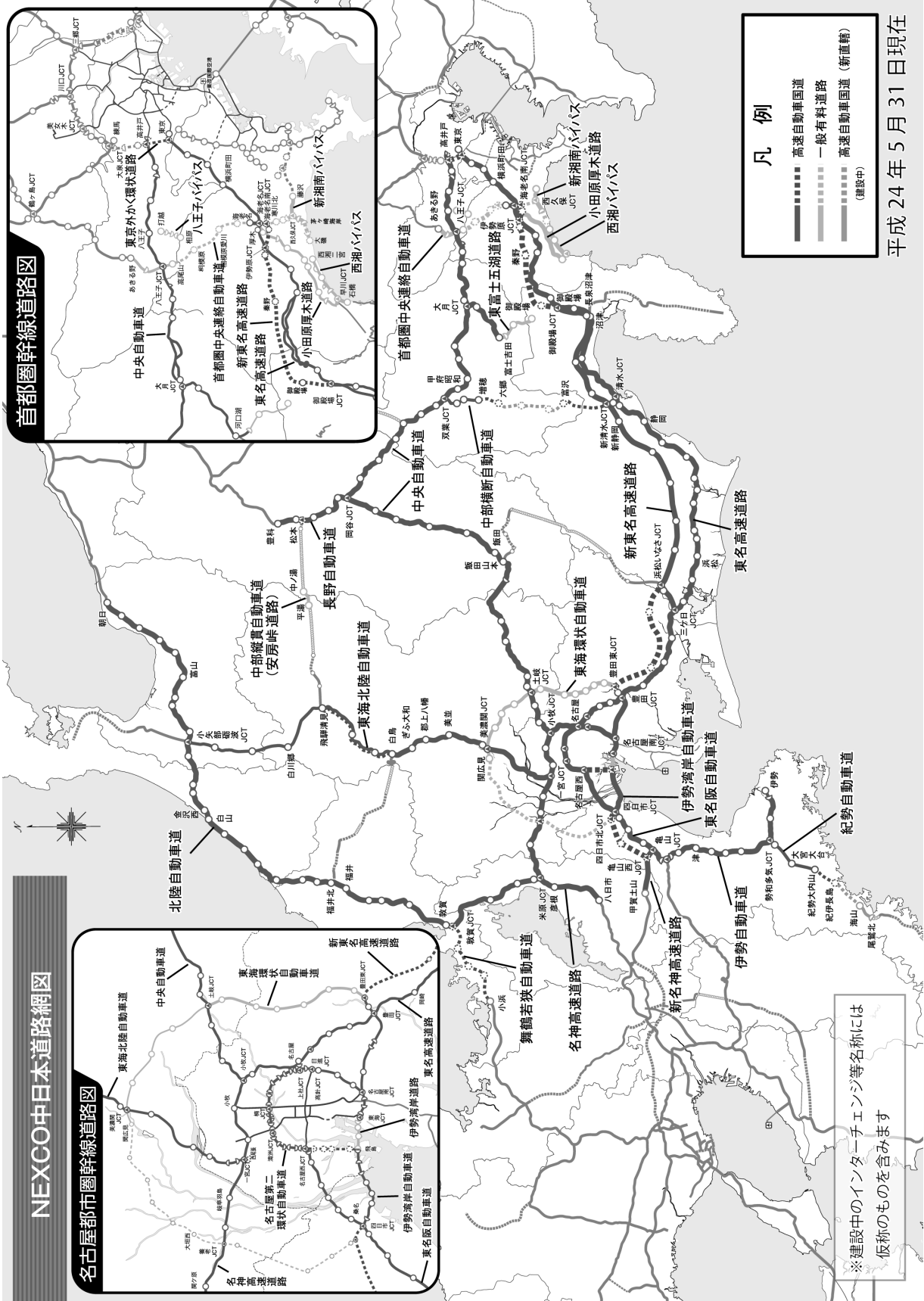
2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないとされております。

NEXCO中日本道路網図

名古屋都市圏幹線道路図



首都圏幹線道路図



- 凡例**
- 高速自動車国道
 - 一般有料道路
 - 高速自動車国道 (新直轄)
(建設中)

※建設中のインターチェンジ等名称には
仮称のものを含まず

平成 24 年 5 月 31 日現在

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

平成24年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
中日本エクシス(株)	名古屋市 中区	45	休憩所事業	100.0	中日本エクシス(株)は、当社が保有するサービスエリア・パーキングエリア内営業施設の運営、管理を行っております。なお、当社はかかる営業施設を中日本エクシス(株)に賃貸しております。また、当社は中日本エクシス(株)からソフトウェアを賃借しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
中日本エクストール 横浜(株)	横浜市 西区	100	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本エクストール 名古屋(株)	名古屋市 中区	100	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ パトロール東京(株)	東京都 新宿区	50	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ パトロール名古屋(株)	名古屋市 中区	50	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 東京(株)	東京都 新宿区	90	高速道路事業	100.0 (19.7)	保全点検業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 名古屋(株)	名古屋市 中区	90	高速道路事業	100.0 (18.7)	保全点検業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり(器具) 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ メンテナンス東名(株)	東京都 港区	30	高速道路事業	88.7 (5.5) [11.2]	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ メンテナンス中央(株)	東京都 八王子市	50	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ハイウェイ・ メンテナンス名古屋 (株)	名古屋市 中区	45	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)	石川県 金沢市	50	高速道路事業	100.0	維持修繕業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
NEXCO中日本サービス(株)	名古屋市 中区	75	高速道路事業	100.0	不動産関係業務等を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メンテナンス東海(株)	名古屋市 中区	30	高速道路事業	51.0 (51.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)エイチ・アール横浜 (注4)	横浜市 西区	35	休憩所事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)グランセルセイワサービス (注5)	名古屋市 中区	20	休憩所事業	66.6 (66.6) [19.2]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本高速技術マーケティング(株) (注6)	名古屋市 中区	10	その他(関連) 事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本高速オートサービス(株) (注7)	愛知県 一宮市	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

- 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (株)エイチ・アール横浜の株式については、(株)グランセルセイワサービスが保有する株式に加え、中日本エクス(株)が平成24年1月10日に取得し、子会社としております。
- (株)グランセルセイワサービスの株式については、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)及び(株)エイチ・アール横浜が保有する株式に加え、中日本エクス(株)が平成24年1月10日に取得し、子会社としております。
- 中日本高速技術マーケティング(株)については、当社が平成24年3月1日に100%出資子会社として設立しております。
- 中日本高速オートサービス(株)については、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)及び中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)とで、平成24年3月2日に設立し、子会社としております。
- 参考として、高速道路事業等会計規則第6条(平成17年国土交通省令第65号)に定める第5号様式の規定に基づき、当連結会計年度末の当社の連結子会社に対する債権は次のとおりであります。

中日本エクス(株)他6社	高速道路事業営業未収入金	3百万円
中日本エクス(株)他15社	未収入金	1,558百万円
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)	短期貸付金	15百万円
中日本エクス(株)	敷金保証金	101百万円

(2) 持分法適用の関連会社

平成24年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
北陸高速道路ターミナル(株)	石川県 金沢市	1,156	その他(関連) 事業	26.7 (2.3) [0.9]	当社は、石川県金沢市におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)NEXCOシステムズ (注4)	東京都 台東区	50	高速道路事業	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)高速道路総合技術 研究所(注4)	東京都 町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり(圃場) 役員の兼任等 なし
(株)NEXCO保険サービス (注4)(注5)	東京都 千代田区	15	その他(関連) 事業	33.3	保険代理店業務に関するサービスの提供を受けております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ハイウェイ・トール ・システム(株)	東京都 中央区	75	高速道路事業	19.6 (7.8) [7.8]	料金收受機械保守業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本ロード・メン テナンス中部(株) (注6)	名古屋市 中村区	45	高速道路事業	35.6 (35.6) [9.9]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
日本ロード・メンテ ナンス(株)	東京都 港区	100	高速道路事業	15.0 (15.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)東京ハイウェイ (注7)	東京都 千代田区	86	高速道路事業	15.0 (15.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
中日本施設管理(株) (注8)	東京都 中野区	30	高速道路事業	49.0 (49.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
NHS名古屋(株) (注9)	名古屋市 千種区	20	高速道路事業	33.5 (33.5)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
ティーシーメンテナ ンス(株) (注10)	長野県 松本市	20	高速道路事業	33.4 (33.4)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
日本高速道路インターナショナル(株) (注4) (注11)	東京都 千代田区	499	その他 (関連) 事業	28.6	海外の高速道路事業に関する業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)高速保全 (注12)	東京都 八王子市	30	高速道路事業	33.3 (33.3)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)アステック (注13)	石川県 白山市	75	休憩所事業	19.4 (19.4) [6.8]	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 議決権の所有割合の[]内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっており、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
4. 企業結合会計基準に基づく共同支配企業に該当しております。
5. (株)NEXCO保険サービスについては、平成23年7月11日に所在地を東京都千代田区に移転しております。
6. 平成23年6月8日に中部ホールディングス(株)から中日本ロード・メンテナンス中部(株)に商号を変更しております。
7. (株)東京ハイウェイの株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)が平成23年5月2日に株式を取得し、持分法適用関連会社としております。
8. 中日本施設管理(株)の株式については、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)及び中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)が平成23年6月17日に取得し、持分法適用関連会社としております。
9. NHS名古屋(株)の株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)が平成23年8月29日に取得し、持分法適用関連会社としております。
10. ティーシーメンテナンス(株)の株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)が平成23年8月31日に取得し、持分法適用関連会社としております。
11. 日本高速道路インターナショナル(株)については、当社、東日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)とで、平成23年9月1日に設立し、持分法適用関連会社としております。
12. (株)高速保全の株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)が平成23年12月19日に取得し、持分法適用関連会社としております。
13. (株)アステックについては、(株)エイチ・アール横浜及び(株)グランセルセイワサービスの子会社化に伴い、議決権比率が増加となり、持分法適用関連会社としております。
14. 参考として、高速道路事業等会計規則第6条に定める第5号様式の規定に基づく、当連結会計年度末の当社の持分法適用関連会社に対する債権は、次のとおりであります。

(株)高速保全	高速道路事業営業未収入金	0百万円
(株)高速道路総合技術研究所他5社	未収入金	23百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	8,239 (1,282)
休憩所事業	491 (577)
その他（関連）事業	82 (1)
全社（共通）	341 (0)
計	9,153 (1,860)

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,094	41.6	18.8	7,925,525

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,656
休憩所事業	17
その他（関連）事業	80
全社（共通）	341
計	2,094

（注）1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2. 平均勤続年数は、道路公団における勤続年数を含んでおります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、中日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響で一時は大きく落ち込んだものの、復興需要もあり回復に向かっています。しかしながら、原発事故とその後の電力不足、エネルギー価格の高騰、歴史的な円高、これらに起因する産業の海外流出など、依然として楽観を許さない状況といえます。

当社グループの事業に関連しては、平成21年3月から始まった休日特別割引のうち上限料金に係る部分（以下「休日特別割引（上限1,000円）」といいます。）が平成23年6月で終了し、無料化社会実験も一時凍結されるなど、高速道路料金に関する国の施策が転換されました。

こうした中、当連結会計年度の営業収益は596,306百万円（前年同期比9.6%減）、営業利益が8,822百万円（同11.1%減）、経常利益は10,041百万円（同9.7%減）、当期純利益は6,856百万円（同4.7%増）となりました。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、信頼性の高い高速道路ネットワークの構築と、良好な管理による安全・安心・快適な高速道路空間の提供に努めてまいりました。

当連結会計年度においては、平成24年3月25日に、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）高尾山インターチェンジ～八王子ジャンクション間2kmを開通させました。他方、一般国道1号（箱根新道）については平成23年7月25日に、一般国道139号（西富士道路）については平成24年3月31日にそれぞれ料金徴収期間を満了し、その翌日から本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎました。

また、第一東海自動車道（東名高速道路）などを含む23路線1,762km（平成24年3月31日現在）の高速道路については、お客さまに満足していただけるサービスを24時間365日提供し、安全・安心・快適な高速道路の実現に向けた取組みとして、東名高速道路岡崎地区では渋滞対策として、平成23年10月21日から車線を暫定的に3車線に増やして運用を開始しました。また、平成24年3月14日から、中央自動車道富士吉田線元八王子地区（下り）では付加車線の運用を開始するとともに、小仏トンネル付近（上り）では車線運用を変更する方法で渋滞対策に取り組んでいます。

東日本大震災への対応としましては、BCP（業務継続計画）のグループ全体への展開、津波被害想定の見直し、耐震補強の更なる推進、休憩施設の防災拠点化への検討、国土交通省や陸上自衛隊を始めとする関係機関との協力体制の強化を図るとともに、東日本大震災や台風などにより被害を受けた地域への復旧支援を実施しました。

このほか災害への対応としましては、平成21年8月に発生した駿河湾を震源とする地震により東名高速道路牧之原地区の盛土のり面が崩落しましたが、平成22年7月に当該個所の工事が完了しました。引き続き、類似盛土の対策工事を順次実施しています。また、平成19年9月に一般国道1号（西湘バイパス）で発生した台風9号による災害、並びに平成23年7月から9月にかけて発生した台風6号、12号及び15号による各災害についても、一部を除き、平成24年3月に対策工事を完了しました。

こうした中、当連結会計年度の営業収益は、休日特別割引（上限1,000円）の終了などの料金割引の見直しや景気の緩やかな持ち直しなどにより高速道路料金収入は増加したものの、道路資産完成高の大幅な減少などにより、544,574百万円（同10.4%減）となり、営業利益は2,819百万円（同23.7%減）となりました。

（休憩所事業）

休憩所事業においては、運営子会社である中日本エクスプレス㈱と一体となって「より快適」「より便利」「より楽しい」サービスエリアの実現向け、新しいサービスエリアの創造を推進してまいりました。

当連結会計年度においては、海老名サービスエリア上り線、談合坂サービスエリア下り線の2箇所において大規模改良による複合商業施設化を進め、「EXPASA」ブランドとしてリニューアル・オープンさせました。

また、新東名高速道路御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間においては、13箇所の商業施設の開発を進めました。そのうち、駿河湾沼津サービスエリア、清水パーキングエリア、静岡サービスエリア、浜松サービスエリアの7箇所の商業施設においては、未来を予感させる商業施設として、新たなブランド「NEOPASA（ネオパーサ）」を立ち上げることとしました。

このほか、サービスエリアにおける地域観光PRイベントや、産直市場の実施、更には市中においてサービスエリアの魅力をPRするイベントの開催などに積極的に取り組み、地域との連携強化に努めました。

こうした中、当連結会計年度の営業収益は、2箇所のサービスエリアの「EXPASA」ブランドとしてのリニューアル・オープンや既存店におけるお客さまのニーズに合わせた新規店舗の展開、サービスの充実などにより、36,165百万円（同6.1%増）となりましたが、営業利益は、減価償却費やリニューアルに伴う費用の増加などにより、6,792百万円（同4.7%増）となりました。

(その他(関連)事業)

旅行事業においては、引き続き、高速道路資産を活かした旅行商品として、高速道路の工事現場、管理施設の見学と地域の観光資源を組み合わせた当社ならではのバスツアーを企画・販売するとともに、地方自治体や企業に広告商品やイベントを企画・提案し、沿線地域への旅行を促進する観光プロモーション事業に取り組みました。

海外事業においては、アジア地域を中心とした有料道路事業への投資を実現すべく現地調査を実施し、関係機関との協議を進めました。特にベトナムでは、現地道路機関との事業の共同実施を視野に入れ、具体的な事業スキームや資金調達のあるり方について検討を進めています。コンサルティング業務については、積極的な営業活動を展開した結果、ベトナムで5件の業務を受注しました。

また、平成23年9月には、当社を始めとする高速道路5会社が共同で海外事業を実施することを目的として「日本高速道路インターナショナル株」を設立しました。

カードサービス事業においては、当社の会員カード「プレミアムドライバーズカード」の会員数が、経済動向やカード業界を取り巻く環境の変化など伴って若干減少しましたが、お客さまのご利用を促進するために、ご利用金額に応じたボーナスポイントの追加付与、当社旅行事業との連携による旅行商品の会員優待価格販売、サービスエリア事業との連携によるサービスエリアご利用時の特典追加及びガソリンステーションにおける割引サービスなどを行い、会員カードの魅力を向上させました。

ウェブ事業においては、料金検索エンジン「ドライブコンパス」と連動したお客さまの目的地周辺の観光、宿泊情報、当社ホームページのコンテンツの充実、新商品の紹介やスマートフォンへの対応などを行い、魅力を向上させました。

こうした中、当連結会計年度の営業収益は受託業務やカードサービス事業などの減収により、15,600百万円(同10.1%減)となり営業損失は819百万円(前年同期は営業損失264百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益11,475百万円(同7.0%増)に加え、減価償却費17,917百万円(同6.6%増)、売上債権の減少額10,504百万円(同228.1%増)などとなったものの、たな卸資産の増加額が279,556百万円(同74.4%増)などとなったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、209,522百万円(同72.3%増)の資金支出となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

定期預金の払戻による収入800百万円(同72.4%減)などとなったものの、定期預金の預入900百万円(同125.0%増)、料金機械、ETC^(注)装置等の設備投資27,001百万円(同24.6%減)等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、23,316百万円(同28.8%減)の資金支出となりました。

(注) ETCとは、Electronic Toll Collection Systemの略称で無線通信技術を使って自動的に有料道路の通行料金の支払いを行うシステムです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入299,269百万円(同22.5%増)、金融機関からの長期借入れによる収入55,000百万円(同26.7%減)による増加があった一方、長期借入金債務の返済40,499百万円(同16.6%減)(機構法第15条第1項による債務引受額36,880百万円を含みます。)、道路建設関係社債の償還24,995百万円(同79.1%減)(機構法第15条第1項による債務引受額)などにより、財務活動によるキャッシュ・フローは288,546百万円(同91.2%増)の資金収入となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ55,706百万円増加し、150,249百万円(同58.9%増)となりました。

(参考)

提出会社は、高速道路事業等会計規則第6条の規定により当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」を以下のとおり作成しております。

I 高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：百万円)

1. 営業収益		
料金収入	476,788	
道路資産完成高	59,023	
その他の売上高	4,588	540,400
2. 営業外収益		
受取利息	1	
有価証券利息	27	
受取配当金	284	
物品売却益	0	
土地物件貸付料	74	
雑収入	279	668
3. 特別利益		
固定資産売却益	9	9
高速道路事業営業収益等合計		541,078

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、5か年にわたる経営計画を策定して事業を計画的に進めています。平成24年度の経営計画では、平成23年度からの継続目標である平成27年度の「世界一の高速道路会社」の実現に向けて、当社グループを取り巻く社会経済情勢を踏まえ、ステークホルダーとのコミュニケーションの充実、新たな事業領域への積極的な展開、本業を通じたCSRの実践、ネットワークの早期整備、災害に強い高速道路づくり、「百年道路」計画の実行、サービスエリアの大規模改良、海外事業展開などの重点施策を織り込むとともに、平成24年度の経営方針を「1.『世界一の高速道路会社』に向けた施策の確実な実行」、「2.期待を超える感動のお届けと揺るぎない信頼の獲得」、「3.新たな領域への果敢な挑戦」としています。

今後5年間に実施する主な施策は、以下のとおりです。

1. 基本施策

(1) すべてのステークホルダーの皆さまに感動と満足

お客さま第一の徹底、地域との連携、ステークホルダーコミュニケーションの充実

- ①「安全・安心・快適」にご利用いただける高速道路空間を創出します。
- ②お客さまの期待を超え、感動を呼ぶサービスを提供します。
- ③お客さまの期待に応える事業活動とあわせて、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを大切にしたい広報・渉外活動を積極的に展開し、感動と信頼のNEXCO中日本ブランドを構築します。
- ④社会の期待やニーズの変化に的確に対応し、本業を通じてCSRを実践します。
- ⑤社員のモチベーションを高め、働きがいのある職場をつくります。
- ⑥「高い倫理観に根ざした企業文化」を醸成します。
- ⑦公正・透明な手続きのもと、適切な調達を実施します。
- ⑧低利で安定的な資金調達を行います。

(2) 飛躍へのたゆまぬ挑戦

- ①イノベーションを加速し、新たな事業領域に挑戦します。
- ②「世界をリードする高速道路システム」を展開します。
- ③世界的水準の技術開発を推進します。
- ④変革への強い意志を持った人材を育成します。
- ⑤グループ総合力を強化し、グループ経営の活性化・効率化を推進します。

2. 高速道路事業施策

- ①新規ネットワークの構築を進めるべく、平成28年度までに、322kmの高速道路を新たに開通させます。また、料金徴収期間が満了する道路を適切に国へ引き継ぎます。
- ②「百年道路」計画や災害に強い高速道路づくりを推進し、お客さまに安全で安心してご利用いただける高速道路空間を提供します。
- ③快適な高速道路空間とサービスを提供するため、付加車線の設置などの渋滞対策や営業中の高速道路の機能強化・利便性向上のため、スマートインターチェンジの着実な整備を進めます。
- ④ITS技術の導入などにより、「世界をリードする高速道路システム」を展開します。
- ⑤設計段階における道路構造の見直しや、工事段階での新技術や新工法の採用などにより、より一層のコスト削減を促進します。
- ⑥アウトカム指標を用いた事業目標を設定します。

3. 関連事業施策

- ①お客さまに感動していただけるサービスエリアを創造します。
- ②サービスエリアを通じて地域の発展や環境保全に貢献します。
- ③サービスエリアの機能を拡充し、事業の拡大・成長を追求します。
- ④お客さまに高速道路をより楽しくご利用いただくためのサービスとして、旅行業やカードサービス事業などを推進します。
- ⑤海外において積極的に事業を展開します。

また、平成24年3月に当社の元社員が所得税法違反及び詐欺罪により有罪判決を受けました。このような事案が発生したことを深くお詫びするとともに、一日も早く国民の皆様の信頼を回復できるよう、全社をあげて再発防止策を講じてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社グループの事業その他に関するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項においては、将来に関する事項は、別段の表示がない限り、当連結会計年度末において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号。以下「整備法」といいます。また、高速道路会社法、機構法、整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路㈱（以下「東日本高速道路」といいます。）、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱（以下「西日本高速道路」といいます。）、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路、首都高速道路㈱、西日本高速道路、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（高速道路会社法）

① 目的等

高速道路会社法は、高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱）にあつては、政府及び地方公共団体は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。なお、当事業年度以降において、政府が当社の債務に新規の保証契約をする予定はありません。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(3) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（特措法）

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等（第3条から第9条まで）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）をいいます。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

c 工事の廃止（第21条）

許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

d 料金徴収の対象等（第24条）

特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。

e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）

高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めるときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設等は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）

高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされており。

b 供用約款の掲示（第7条）

高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）

高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。

d 料金の額等の基準（第23条）

料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されています。

e 公告（第22条、第24条、第25条）

高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) a の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) a により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（機構法）

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（民営化関係法施行法）

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、概ね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。なお、協定の詳細については、後記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。

なお、前事業年度の有価証券報告書に記載しております「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」につきましては、平成23年7月25日をもって料金徴収期間を満了し、これに伴い一般国道1号（箱根新道）は、平成23年7月26日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されておりますので、当社の事業等のリスクからは消滅しております。同様に、「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」につきましては、平成24年3月31日をもって料金徴収期間を満了し、これに伴い一般国道139号（西富士道路）は、平成24年4月1日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されておりますので、当社の事業等のリスクからは消滅しております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法等を規定しております。貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合（「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」に係るものについては1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」に係るものについては4%）を超えて変動したときの貸付料の増減算等の措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の変更、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、協定においてそれぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航、工事差止訴訟の提起等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について (3) 道路整備特別措置法 ② 概要 (イ) 道路資産等の帰属（第51条） a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路は、それぞれ、道路公団の民営化に伴い道路公団の債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重畳的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 経済・社会情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合や、急速な少子高齢化等社会情勢に変化があった場合、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 季節性

当社グループの事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して上期の費用は少なくなる傾向があります。このような傾向が当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、休憩所事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピュータシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピュータシステムが重要な役割を果たしています。これらのコンピュータシステムには、セキュリティ体制を構築しておりますが、人的ミス、自然災害、停電、コンピュータウィルス及び不正アクセス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ハイウェイカードは、平成18年3月31日をもってその利用を終了しておりますが、かかるハイウェイカードの偽造による被害額については、すべての払戻しが終了していないため、未だ確定しておりません。

当社グループでは、かかる偽造による損失補てんのため、ハイウェイカード偽造損失補てん引当金を計上しておりますが、想定している金額を超えた被害額となる可能性もあり、それにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社に課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路付属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する高速道路事業の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間等が定められております。

当社及び機構は、概ね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができるものとされており、大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様となっております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされており、

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ各協定において定められている計画収入の金額（以下「計画収入」といいます。）に、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」にあつては計画収入の1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」にあつては計画収入の4%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」にあつては計画収入の1%、「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」にあつては計画収入の4%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされており、

なお、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」につきましては、平成23年7月25日をもって料金徴収期間を満了し、これに伴い一般国道1号（箱根新道）は、平成23年7月26日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されました。同様に「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」につきましては、平成24年3月31日をもって料金徴収期間を満了しました。これに伴い一般国道139号（西富士道路）は、平成24年4月1日午前0時以降、本来道路管理者である国土交通大臣に管理を引き継ぎ、無料開放されております。

当社及び機構は、当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直し等に伴い、平成18年9月21日付で当該協定を一部変更しており、かかる協定においては、平成18年度以降の貸付料についても変更されております。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴い北陸自動車道白山インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成19年3月22日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、白山インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、白山インターチェンジの収入が見込まれる平成24年度以降変更されております。

当社及び機構は、東海環状自動車道美濃関ジャンクション～関広見インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成20年8月1日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、関広見インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、関広見インターチェンジの収入が見込まれる平成21年度以降変更されております。

当社及び機構は、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）等に基づいて、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）（以下「財源特例法」といいます。）第2条第4項第2号に定める事業として、平日深夜割引などの割引を協定に盛り込み、平成20年10月7日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、割引実施に伴って貸付料が平成20年度、平成21年度について変更されております。

当社及び機構は、一般国道1号（箱根新道）の交通量増加に伴う収入の増加等により早期の営業期間短縮が見込まれたことから、平成21年2月19日付で、「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、箱根新道の交通量増加や、無料開放引継に必要な費用の増加のため、貸付料や修繕工事に伴う債務引受限度額が、平成20年度以降変更されております。

当社及び機構は、「既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化」（平成20年12月8日 政府・与党）及び「生活対策」（平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）等に基づいて、平成21年3月10日付で、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」、「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」及び「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を一部変更しております。かかる協定においては、財源特例法に基づき、休日昼間割引や休日特別割引などの割引やスマートインターチェンジ整備事業に必要な債務引受限度額が追加され、平成20年度以降の貸付料についても、変更されております。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴い南条スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置を協定に盛り込み、平成21年3月26日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。なお、債務引受限度額や貸付料の変更はありません。

当社及び機構は、ゴールデンウィークの渋滞発生状況等を踏まえ、これまで以上に大きな渋滞発生が見込まれるお盆期間を中心として、交通分散を図る料金施策を行うため、平成21年7月13日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」（いずれも平成18年3月31日締結、同年4月1日施行）を一部変更しております。当該協定においては、料金収入や貸付料の変更は行っておりません。

当社及び機構は、第4回国土開発幹線自動車道建設会議（平成21年4月27日）の審議並びに国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの四車線化事業及び東海北陸自動車道西尾張インターチェンジの設置などを協定に盛り込み、平成21年8月10日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ四車線化の工事及び西尾張インターチェンジの工事に要する債務引受限度額が追加され、貸付料についても、追加される事業の中で最も供用が早い西尾張インターチェンジの収入が見込まれる平成26年度以降変更されております。

当社及び機構は、過去のお正月の渋滞発生状況等を踏まえ、これまで以上に大きな渋滞発生が見込まれるお正月期間の交通分散を図る料金施策を行うため、平成21年12月2日付で、「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入や貸付料の変更は行っておりません。

当社及び機構は、「高速道路の当面の新たな料金割引について」（平成23年2月16日 国土交通省）に基づく新たな料金割引の導入、「新たな将来交通需要推計」（平成20年11月26日 社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会）を踏まえた推計交通量の見直し及び国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う富士吉田北スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置の追加等に伴い、平成23年3月17日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（平成23年法律第42号）に基づく料金割引の見直し、東海環状自動車道関広見インターチェンジ～四日市北ジャンクションの追加に伴い、平成23年6月6日付けで「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」及び「一般国道139号（西富士道路）に関する協定」を、また、平成23年10月24日付けで「一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））に関する協定」を、一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う、東海北陸自動車道白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジの四車線化事業の再開、中央自動車道富士吉田線中央ジャンクション～東名ジャンクション、近畿自動車道伊勢線名古屋西ジャンクション～飛鳥ジャンクション、笛吹スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置等の追加及び「将来交通需要推計手法（道路）」（平成22年11月19日 国土交通省）を踏まえた推計交通量の見直し等に伴い、平成24年4月17日付けで「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、貸付料、債務引受限度額が変更されています。

（注）上記のうち、工事中のインターチェンジ等の名称は仮称のものを含みます。

（2）東日本高速道路及び西日本高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定

当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結すること

とされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して行う料金徴収・料金事務センター運營業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、東日本高速道路及び西日本高速道路のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。現在、当該個別協定は、上記に基づき、自動更新され、平成25年3月31日まで有効となっております。

なお、研究開発・技術協力業務に関しては、高速総研（持分法適用関連会社）における業務の実施方法等について、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結しております。

当社は、東日本高速道路、西日本高速道路、首都高速道路及び阪神高速道路との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付けで海外事業の連携等に関する包括協定を締結しております。これに基づき、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業の実施を目的としたインターナショナル社が上記5社の出資により、平成23年9月1日付けで設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされております。これに基づき、当社、東日本高速道路、西日本高速道路、首都高速道路、阪神高速道路及び日本高速道路インターナショナル株の6社は、平成23年9月1日付けで、日本高速道路インターナショナル株の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結するとともに、6社が連携又は共同して行う世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業に関し、その業務の一部を日本高速道路インターナショナル株に対して業務委託する場合における方法等を定め、もって海外事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とすべく、併せて業務委託基本協定を締結しております。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を行っております。かかる技術開発の重要テーマは、品質の向上とコスト削減に取り組むため、新技術・新工法・新材料の開発を進めることであります。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路及び西日本高速道路と共同して高速総研を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、627百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因

① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております（協定については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照下さい。）。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して少なくなる傾向があります。

② 機構による債務引受け等

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。また、当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 仕掛道路損失引当金

当社グループは、将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を仕掛道路損失引当金として計上することとしておりますが、見積りを超える損失が発生した場合、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

なお、当連結会計年度末の仕掛道路資産については、将来の引渡時の損失が見込まれないため、残高はありません。

⑤ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多数の前提条件に基づき算出し、減損の可否を検討しております。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で596,306百万円（前年同期比9.6%減）となりました。高速道路事業については、景気の緩やかな持ち直しなどにより料金収入は増加したものの、道路資産完成高の大幅な減少により、544,574百万円（前年同期比10.4%減）となり、休憩所事業については36,165百万円（前年同期比6.1%増）、その他（関連）事業については15,600百万円（前年同期比10.1%減）となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で587,483百万円（前年同期比9.5%減）となりました。高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により541,755百万円（前年同期比10.3%減）となり、休憩所事業については29,373百万円（前年同期比6.4%増）、その他（関連）事業については16,420百万円（前年同期比6.8%減）となりました。

以上により、当連結会計年度における営業利益は8,822百万円（前年同期比11.1%減）となりました。その内訳は、高速道路事業が2,819百万円（前年同期比23.7%減）、休憩所事業が6,792百万円（前年同期比4.7%増）、その他（関連）事業が営業損失819百万円（前年同期は営業損失264百万円）となりました。

③ 経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、受取利息136百万円等の計上により1,551百万円（前年同期比8.9%減）、営業外費用は支払利息169百万円等により333百万円（前年同期比34.1%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は10,041百万円（前年同期比9.7%減）となりました。

④ 当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、負ののれん発生益1,502百万円等の計上により1,952百万円（前年同期比161.3%増）、特別損失は固定資産除却損503百万円等の計上により517百万円（前年同期比54.7%減）となりました。

以上の結果、法人税等を控除した当期純利益は6,856百万円（前年同期比4.7%増）となりました。なお、1株当たり当期純利益金額は52円74銭であります。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、主に高速道路事業のために保有する設備への投資を行っており、当連結会計年度においては、総額29,727百万円の設備投資(無形固定資産を含む。)を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びETC設備等に総額18,853百万円の設備投資を行いました。

休憩所事業については、当連結会計年度においては、主に進化したサービスエリア「EXPASA」のオープンなどサービスエリアの大規模リニューアル等に総額7,825百万円の設備投資を行いました。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び車両 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	工具器具 及び備品	リース 資産	合計	
東京料金所他 238箇所等 (川崎市宮前区 他)	高速道路事業	料金徴収施設等	36,050	46,435	228 (5)	2,002	6	84,724	—
海老名SA他163 箇所 (神奈川県海老 名市他)	休憩所事業	道路休憩施設	24,876	467	102,597 (1,072)	143	—	128,085	—
トラックターミ ナル (石川県金沢市)	その他(関連)事 業	トラックターミ ナル	—	—	1,340 (67)	—	—	1,340	—
本社他21事業所 及び社宅等 (名古屋市中区 他)	全社(共通)	本社、支社及び 社宅等	10,063	3	9,006 (273) [77]	1,345	285	20,703	1,414

- (注) 1. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は1,343百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
2. 料金所及び保全・サービスセンターの建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれておりますので、上記には含まれておりません。
3. 道路休憩施設に係る土地の一部を連結子会社中日本エクシス(株)以外の者に賃貸しております。なお、賃貸している土地の面積は19千㎡、帳簿価額は442百万円であります。
4. トラックターミナルに係る土地は北陸高速道路ターミナル(株)に賃貸しております。なお、賃貸している土地の面積は67千㎡、帳簿価額は1,340百万円であります。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 上記のほか、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間賃借料は225百万円あります。
7. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
8. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装 置及び 車両運 搬具	土地 (面積千 ㎡)	工具器 具及び 備品	リース 資産	合計	
中日本エクシス(株)	本社 (名古屋市 中区他)	休憩所事業	本社等	603	107	— (—)	844	0	1,557	284 [170]
中日本エクストール 横浜(株)	本社 (横浜市西区)	高速道路事業	本社等	7	—	— (—)	11	9	28	1,143 [246]
中日本エクストール 名古屋(株)	本社 (名古屋市 中区)	高速道路事業	本社等	15	—	— (—)	31	28	75	1,988 [284]
中日本ハイウェイ・ パトロール東京(株)	本社 (東京都 新宿区)	高速道路事業	本社等	11	—	1 (0)	0	—	13	373 [3]
中日本ハイウェイ・ パトロール名古屋(株)	本社 (名古屋市 中区)	高速道路事業	本社等	7	0	— (—)	1	2	11	385 [5]
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 東京(株)	本社 (東京都 新宿区)	高速道路事業	本社等	388	154	601 (3)	182	98	1,424	636 [8]
中日本ハイウェイ・ エンジニアリング 名古屋(株)	本社他1事業 所 (名古屋市 中区他)	高速道路事業	本社等	1,255	44	798 (17) [3]	475	12	2,586	792 [14]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス東名(株)	本社 (東京都港区)	高速道路事業	本社等	35	51	39 (0)	10	55	192	109 [1]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス中央(株)	本社 (東京都 八王子市)	高速道路事業	本社等	13	12	— (—)	26	8	60	64 [52]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス名古屋 (株)	本社 (名古屋市 中区)	高速道路事業	本社等	654	82	284 (11) [8]	76	10	1,109	174 [7]
中日本ハイウェイ・ メンテナンス北陸(株)	本社 (石川県 金沢市)	高速道路事業	本社等	141	64	— (—) [0]	39	4	248	117 [32]
中日本ロード・メン テナンス東海(株)	本社 (名古屋市 中区)	高速道路事業	本社等	87	8	24 (0) [0]	2	—	124	55 [56]
NEXCO中日本サービ ス(株)	本社他1事業 所 (名古屋市 中区他)	高速道路事業	本社等	116	—	— (—)	30	9	157	744 [574]
中日本高速技術マー ケティング(株)	本社 (名古屋市 中区)	その他(関連) 事業	本社等	—	—	— (—)	—	—	—	2 [1]
(株)エイチ・アール横 浜	本社 (横浜市西区)	休憩所事業	本社等	97	—	0 (0)	11	72	181	37 [253]
(株)グランセルセイワ サービス	本社 (名古屋市 中区)	休憩所事業	本社等	120	1	— (—)	40	53	216	153 [154]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装 置及び 車両運 搬具	土地 (面積千 ㎡)	工具器 具及び 備品	リース 資産	合計	
中日本高速オートサービス㈱	本社 (愛知県 一宮市)	高速道路事業	本社等	0	-	- (-)	-	-	0	3 [-]

- (注) 1. 土地及び建物の一部を賃借しており、年間賃借料は814百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
2. 上記のほか、主要なリース設備として情報処理システム機器や作業車両などを賃借しており、年間賃借料は全体で73百万円であります。
3. 道路休憩施設に係る土地及び建物の一部を提出会社より賃借しており、このうち建物の一部を連結会社以外の者に転貸しております。なお、提出会社より賃借している土地の面積は971千㎡、帳簿価額は100,956百万円であります。
4. 現在休止中の主要な設備はありません。
5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
6. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書きしております。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 東京料金所 他238料金所	川崎市 宮前区他	高速道路事業	料金所設備等 (ETC等)	21,389	—	自己資金	平成24年4月	平成25年3月
当社 海老名SA 他168箇所	神奈川県 海老名市他	休憩所事業	営業用建物等	4,618	—	自己資金 及び借入金	平成24年4月	平成25年3月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、東海北陸自動車道等の建設及び改築並びに高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等の修繕等により仕掛道路資産当期増加額338,747百万円を計上しております。

また、当連結会計年度において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に帰属することとなった道路資産完成高は59,023百万円であり、内訳は下表のとおりであります。これに伴い、仕掛道路資産当期減少額59,023百万円を計上しております。

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産完成高 (百万円)(注2)
高速自動車国道 近畿自動車道敦賀線	福井県小浜市府中～ 福井県敦賀市高野 新設	平成23年10月	240
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線	八王子市元八王子一丁目～ 八王子市元八王子二丁目 (元八王子付加車線) 改築	平成24年3月	2,060
	八王子市裏高尾町 (八王子ジャンクション) 改築	平成24年3月	6,368
	山梨県都留市つる (都留インターチェンジ) 改築	平成23年8月 平成24年3月	382
高速自動車国道 第二東海自動車道横浜名古屋線	愛知県東海市新宝町 (東海ジャンクション) 新設	平成23年11月	6,927
		平成24年3月	
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	八王子市南浅川町～ 八王子市裏高尾町 新設	平成24年3月	18,666
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成23年6月	18,656
		平成23年9月	
		平成23年12月	
		平成24年3月	
一般国道1号 (箱根新道)	修繕	平成23年7月	281
一般国道16号 (八王子バイパス)	修繕	平成23年9月	33
		平成24年3月	
一般国道139号 (西富士道路)	修繕	平成24年3月	39
一般国道158号 (中部縦貫自動車道(安房峠道路))	修繕	平成23年12月	7
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成23年6月	5,358
		平成24年3月	
合計			59,023

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産であります。

平成24年3月31日現在

区分		賃借料(百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	338,581 (注2) (注3)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線(大月市から東近江市まで(八日市インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(岡谷市から安曇野市まで(豊科インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道(富山県下新川郡朝日町から米原市まで(朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで(甲賀土山インターチェンジを含まない。))	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線(小浜市から敦賀市まで((仮称)小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号(新湘南バイパス)	
	一般国道1号(西湘バイパス)	
	一般国道138号(東富士五湖道路)	
	一般国道271号(小田原厚木道路)	
	一般国道302号(伊勢湾岸道路)	
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))	
一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から四日市市まで)		
一の路線	一般国道1号(箱根新道)	71 (注3)
	一般国道16号(八王子バイパス)	1,734 (注3)
	一般国道139号(西富士道路)	828 (注4)
	一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	208 (注3)
合計		341,425

(注) 1. 当連結会計年度の機構からの賃借料を記載しております。

2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全

国路線網一括で定められております。

3. 当連結会計年度では実績収入が加算基準額又は減算基準額を超えたため、超過額を加算又は減算の上、賃借料として計上しております。なお、その金額は以下のとおりで、上記表の内数（△は減算）としております。

(1) 加算額

全国路線網	2,767百万円
一般国道1号(箱根新道)	50百万円
一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	40百万円

(2) 減算額

一般国道16号(八王子バイパス)	△325百万円
------------------	---------

協定の概要につきましては、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1)機構と締結する協定」をご参照下さい。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

4. 一般国道139号(西富士道路)の賃借料は、当連結会計年度が貸付期間の最終年度であるため、協定に基づき機構と協議した結果、機構法第17条に規定する機構の債務返済等に要する費用を償う額を賃借料として計上しております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産に係る重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	78,474	1,309 [18,556]	昭和37年10月	平成32年度
高速自動車国道中央自動車道西宮線	18,321	6,433 [1,735]	昭和41年10月	平成32年度
高速自動車国道中央自動車道長野線	4,395	— [—]	平成18年4月	平成32年度
高速自動車国道第一東海自動車道	86,448	23,120 [38,334]	平成10年1月	平成30年度
高速自動車国道東海北陸自動車道	125,384	2,253 [118,273]	昭和54年3月	平成25年度
高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	3,155,176	1,229,513 [7,033]	平成5年12月	平成32年度
高速自動車国道中部横断自動車道	264,872	31,446 [10,341]	平成5年12月	平成29年度
高速自動車国道北陸自動車道	4,894	345 [—]	平成18年4月	平成32年度
高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	140,907	3,501 [123,432]	昭和58年8月	平成24年度
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	416,611	25,013 [41,636]	平成5年12月	平成30年度
高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	77,694	22,833 [27,262]	平成5年12月	平成24年度
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	210,350	77,504 [1,075]	平成11年1月	平成26年度
一般国道1号(新湘南バイパス)	6,061	— [—]	平成30年4月	平成32年度
一般国道271号(小田原厚木道路)	72	4 [—]	平成4年8月	平成25年度
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	213,446	42,788 [32,237]	平成16年6月	平成24年度
一般国道475号(東海環状自動車道)	92,573	109 [1,836]	平成19年4月	平成32年度
計	4,895,678	1,466,177 [421,755]	—	—

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当連結会計年度末における既支払額であります。なお、当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しております。
5. 完了予定時期は道路資産が機構に帰属する最終時期を表しており、完了予定時期に先駆けて順次機構に帰属することがあります。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、財源特例法に基づく高速道路利便増進事業に関する計画によるスマートインターチェンジ整備事業について58,983百万円、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において156,439百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で40,623百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、 単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成17年10月1日	130,000,000	130,000,000	65,000	65,000	65,000	65,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社はその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は1,000円です。

(6)【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	—	—	—	—	—	—	2	—
所有株式数 (単元)	1,299,999	—	—	—	—	—	—	1,299,999	100
所有株式数の 割合(%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	129,940,882	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	59,118	0.05
計	—	130,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式129,999,900	1,299,999	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,299,999	—

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、当面、財務体質を強化することとし、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業に係る利益につきましては、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため「高速道路事業積立金」として、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、経営基盤の確立に向けた資本充実と今後の設備投資に備えるため「別途積立金」として積み立てております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款で定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、現時点において配当は実施しておらず、従って毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針も定めておりません。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会となります。

4 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	CEO (兼)COO (兼)監査部担当	金子 剛一	昭和18年6月21日生	昭和43年1月 住友スリーエム株式会社入社 昭和60年1月 同 原価部長 平成2年7月 同 財務本部長 平成4年6月 同 取締役財務本部長 平成9年1月 3M社 アジア太平洋地域 財務担当ディレクター 平成12年1月 住友スリーエム株式会社 取締役人事本部長 平成12年11月 同 取締役人事・法務・広報・コ ーポレートマーケティング及び情 報システム担当 平成13年3月 同 常務取締役 平成15年2月 同 代表取締役副社長 平成21年1月 同 特別顧問 平成22年6月 当社代表取締役会長兼社長 平成24年6月 当社代表取締役社長 (現)	(注2)	—
代表取締役	専務執行役員 保全・サービス 事業本部長	吉川 良一	昭和24年3月9日生	昭和49年4月 日本道路公団入社 平成15年5月 同 中部支社長 平成17年10月 当社常務執行役員 横浜支社長兼 中央研究所長 平成19年4月 常務執行役員 横浜支社長 平成20年6月 取締役 常務執行役員 保全・サ ービス事業本部長 平成22年6月 取締役 専務執行役員 保全・サ ービス事業本部長 平成24年6月 代表取締役 専務執行役員 保全・サービス事業本部長(現)	(注2)	—
取締役	常務執行役員 総務本部長	中山 啓一	昭和24年7月26日生	昭和48年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成14年1月 国土交通省 大臣官房審議官 平成15年7月 (財)道路システム高度化推進機構 常務理事 平成17年10月 当社常務執行役員 高速道路事業 本部保全・サービス事業部長 平成18年4月 常務執行役員 保全・サービス事 業本部長 平成20年6月 常務執行役員 総務本部長(現) 平成22年9月 取締役(現)	(注2)	—
取締役	常務執行役員 関連事業本部長	高松 隆久	昭和31年2月1日生	昭和53年4月 日本道路公団入社 平成20年6月 当社執行役員 横浜支社長 平成20年7月 執行役員 東京支社長 平成22年6月 常務執行役員 東京支社長 平成22年9月 常務執行役員 関連事業本部長 (現) 平成22年9月 取締役(現)	(注2)	—
取締役	常務執行役員 建設事業本部長	廣瀬 輝	昭和29年4月29日生	昭和52年4月 建設省(現国土交通省)入省 平成20年7月 国土交通省 大臣官房審議官 平成21年7月 当社執行役員 建設事業本部長 平成22年6月 常務執行役員 建設事業本部長 (現) 平成22年9月 取締役(現)	(注2)	—
取締役	常務執行役員 企画本部長	小室 俊二	昭和29年11月18日生	昭和53年4月 日本道路公団入社 平成20年6月 当社企画本部経営企画部長 平成21年6月 執行役員 企画本部経営企画部長 平成23年6月 取締役 常務執行役員 企画本部 長兼企画本部経営企画部長(現)	(注2)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	伊藤 孝一郎	昭和22年10月26日生	昭和45年8月 矢作建設工業㈱入社 平成14年6月 同 取締役 常務執行役員 土木 本部長 平成17年6月 同 取締役 専務執行役員 営業 統括補佐 平成18年6月 同 常勤監査役 平成22年6月 同 顧問 平成22年9月 当社監査役(常勤)(現)	(注3)	—
監査役 (常勤)	—	田宮 道衛	昭和25年12月10日生	昭和49年4月 日本道路公団入社 平成16年12月 同 総合研修所長 平成17年10月 当社執行役員 横浜支社長代行 平成18年6月 執行役員 関連事業本部長代行兼 関連事業本部事業開発部長 平成19年10月 執行役員 総務本部人事部長 平成22年9月 常務執行役員 総務本部人事部長 平成24年6月 監査役(常勤)(現)	(注2)	—
監査役	—	神尾 隆	昭和17年11月27日生	昭和40年4月 トヨタ自動車工業(現トヨタ自動 車)株式会社入社 平成8年6月 同 取締役 平成11年6月 同 常務取締役 平成13年6月 同 専務取締役 平成17年6月 同 相談役 東和不動産株式会社代表取締役社 長 平成22年5月 トヨタ自動車株式会社顧問(現) 平成22年6月 東和不動産株式会社相談役(現) 平成23年6月 当社監査役(現)	(注4)	—
監査役	—	富山 和彦	昭和35年4月15日生	昭和60年4月 株式会社ボストン コンサルティン グ グループ入社 平成5年3月 株式会社コーポレート ディレクシ ョン取締役 平成12年4月 同 常務取締役 平成13年4月 同 代表取締役社長 平成15年4月 株式会社産業再生機構 代表取締 役専務COO 平成19年4月 株式会社経営共創基盤 代表取締 役CEO(現) 平成23年6月 当社監査役(現)	(注4)	—
計						—

- (注) 1. 伊藤孝一郎、神尾隆及び富山和彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成24年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から平成26年6月開催の定時株主総会の終結の時まで
3. 平成22年9月16日開催の臨時株主総会の終結の時から平成26年6月開催の定時株主総会の終結の時まで
4. 平成23年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から平成26年6月開催の定時株主総会の終結の時まで

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における意思決定の迅速化、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

②会社の機関の内容等

(ア) 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、社内取締役6名で構成され、経営の方針、法令及び定款で定められた事項その他の全社的に影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経た決議をするとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。また、取締役会規程に則り、月1回開催を原則としております。

(b) 経営会議

経営会議は、会長の指名する取締役、執行役員並びに監査役で構成され、全社的に影響を及ぼす重要事項について討議・審議等するものであり、経営会議規程に則り定期の開催を原則としています。

(c) 人事・倫理委員会

当社は、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の審議を行うために、会長の諮問機関として人事・倫理委員会を設けております。なお、委員の過半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

(d) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち3名が社外監査役であります。

監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、必要があると認めるときには意見を述べるとともに、監査役監査の実施等により取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

(イ) コンプライアンスの取組み状況

コンプライアンスについては、当社グループ全体のコンプライアンスに関する意識の統一を図るために、「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定め、当社及び当社グループ各社において、倫理行動規準等の諸規程を定め、当社グループの役員及び社員が法令、定款、社内規程及び社会規範等を遵守して職務を執行しているとともに、法令遵守活動に関する人事・倫理委員会を設置しているほか、社内外における通報・相談窓口の開設等により、コンプライアンス体制の推進を図っております。さらに、役員・社員の法令遵守及び倫理意識の向上を図るため、外部講師による講演会等の啓発活動やコンプライアンス・マニュアル等の教育関係資料を整備し周知を図っていると同時に、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、啓発・支援等を行っております。また、当社グループ各社が進めるコンプライアンスの取組みに対しても、当社総務部が当社グループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、啓発・支援等を行っております。

(ウ) 監査役監査及び内部監査の状況

監査役監査は、監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役会の庶務その他監査役の職務補助担当として専任の監査役スタッフを置いております。監査役スタッフの人事異動については監査役の同意を必要とすることとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、内部監査部門として監査部を設置し、6名のスタッフを置いて社内規程である内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。監査結果は会長まで報告されます。

監査役監査の有効性に資するよう、内部監査及び会計監査人による会計監査は、それぞれの立場で、監査結果の意見交換等により監査役監査との連携に努めております。また、取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告するとともに、内部監査の実施状況、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報の状況を定期的に報告することとしております。

(エ) 会計監査の状況

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 安田 豊	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 谷口 定敏	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 松岡 和雄	新日本有限責任監査法人

- (注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
2. 同監査法人は、既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。
3. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士10名及びその他16名で構成されております。

(オ) 社外監査役と提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係について
当社の社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

③取締役及び監査役に対する役員報酬

区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	6名 (一)	107百万円 (一)	6名 (5名)	42百万円 (25百万円)	12名 (5名)	149百万円 (25百万円)

- (注) 1. 上記支給額のほか、平成23年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、退任監査役2名に支払った役員退職慰労金として、3百万円があります。
2. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金10百万円（取締役5名7百万円、監査役4名3百万円）を計上しております。
3. 取締役及び監査役の報酬支給人員には、当期中に退任した監査役2名が含まれています。
4. 支給人員及び支給額の()内については、社外役員に係る人数及び金額を内数で記載したものであります。

④リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じており、さらに、これらのリスクを全社的観点から組織横断的に統括して管理していく体制を構築し、リスク管理の充実、強化に取り組んでおります。

⑤連結会社の企業統治に関する事項

当社グループに属することとなる会社の設立等及びその経営管理に関する社内規程を整備し、当社グループの企業価値の最大化に努めております。

⑥内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を決議しており、以後、社内の重要会議を見直したこと等による一部改正を経て、以下のとおりとなっております。

(ア) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

また、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、担当取締役の下に危機管理を専門的に統括する職を置くとともに、迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、それぞれの担当部署において規則等の制定、体制の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、経営企画部においてグループ全体のリスクを組織横断的に統括します。

(エ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を月1回開催し、重要事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、取締役会の機能強化と経営効率の向上のために、取締役、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催し、重要事項について審議します。また、当社グループ全体の執行方針の決定・共有のため、取締役、執行役員、グループ会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議も定期に開催します。なお、監査役は、これらのすべての会議に出席できるものとします。

また、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、長期（5年）・中期（3年）・年度経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

(オ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

(カ) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、グループ各社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

また、グループ一体となったコンプライアンスの推進や、リスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

(キ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で高度な法律知識・能力、会計知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

(ク) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

(ケ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

(コ) その他監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期に意見交換を行います。

⑦取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

⑧取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

①会社法第427条第1項に規定する契約(責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役及び社外監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。また、これに基づき、社外監査役のうち、非常勤監査役との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任が認められるのは、社外監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円) (注1)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円) (注2)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	73	—	74	4
連結子会社	7	—	7	—
計	81	—	82	4

- (注) 1. 当社が監査公認会計士等に支払った社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価8百万円を含んでおります。
2. 当社が監査公認会計士等に支払った社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価8百万円を含んでおります。

②【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の報酬は、国際財務報告基準への移行等にかかる助言業務の対価であります。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,342	19,271
高速道路事業営業未収入金	50,016	42,817
未収入金	13,021	14,596
有価証券	81,997	132,382
仕掛道路資産	1,194,018	※6 1,473,743
たな卸資産	※5 2,707	※5 3,069
繰延税金資産	1,672	3,237
その他	19,151	18,536
貸倒引当金	△16	△12
流動資産合計	1,378,912	1,707,642
固定資産		
有形固定資産		
建物	44,472	47,841
減価償却累計額	△10,485	△12,850
建物（純額）	33,987	34,990
構築物	45,432	47,147
減価償却累計額	△6,174	△7,499
構築物（純額）	39,258	39,647
機械及び装置	※2 74,536	※2 79,546
減価償却累計額	△29,688	△36,557
機械及び装置（純額）	44,848	42,988
車両運搬具	※2 12,760	※2 14,832
減価償却累計額	△8,944	△10,385
車両運搬具（純額）	3,816	4,447
工具、器具及び備品	10,624	11,788
減価償却累計額	△5,552	△6,502
工具、器具及び備品（純額）	5,072	5,286
土地	115,495	115,346
リース資産	766	1,078
減価償却累計額	△168	△409
リース資産（純額）	598	668
建設仮勘定	10,534	15,602
有形固定資産合計	253,611	258,977
無形固定資産		
投資その他の資産	9,240	10,415
投資有価証券	※3 3,552	※3 5,277
繰延税金資産	1,811	1,959
その他	※1 5,046	※1 5,486
貸倒引当金	△293	△278
投資その他の資産合計	10,117	12,444
固定資産合計	272,969	281,838
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,764	2,121
繰延資産合計	1,764	2,121
資産合計	※1 1,653,647	※1 1,991,602

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	61,045	97,055
1年以内返済予定長期借入金	3,616	8,088
未払金	21,423	20,267
未払法人税等	1,583	4,388
賞与引当金	2,857	2,916
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	149	124
その他	20,210	19,945
流動負債合計	110,887	152,785
固定負債		
道路建設関係社債	※1 818,943	※1 1,094,093
道路建設関係長期借入金	438,980	452,100
長期借入金	8,555	5,464
退職給付引当金	55,812	57,701
役員退職慰労引当金	180	214
ETCマイレージサービス引当金	5,908	5,825
ポイント引当金	29	26
その他	21,741	22,306
固定負債合計	1,350,151	1,637,732
負債合計	1,461,039	1,790,517
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金	71,650	71,650
利益剰余金	55,277	62,134
株主資本合計	191,928	198,785
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△45	△41
その他の包括利益累計額合計	△45	△41
少数株主持分	724	2,341
純資産合計	192,607	201,084
負債純資産合計	1,653,647	1,991,602

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益	659,296	596,306
営業費用		
道路資産賃借料	328,661	341,425
高速道路等事業管理費及び売上原価	269,803	194,094
販売費及び一般管理費	※2 50,906	※2 51,963
営業費用合計	※1 649,371	※1 587,483
営業利益	9,925	8,822
営業外収益		
受取利息	130	136
土地物件貸付料	221	222
負ののれん償却額	342	327
持分法による投資利益	518	264
その他	490	600
営業外収益合計	1,703	1,551
営業外費用		
支払利息	248	169
震災救援活動費用	24	68
支払補償費	63	—
その他	168	95
営業外費用合計	506	333
経常利益	11,122	10,041
特別利益		
前期損益修正益	※3 170	—
負ののれん発生益	482	1,502
段階取得に係る差益	24	408
その他	69	40
特別利益合計	747	1,952
特別損失		
固定資産除却損	※4 846	※4 503
減損損失	※5 116	—
前期損益修正損	※6 135	—
その他	43	13
特別損失合計	1,142	517
税金等調整前当期純利益	10,727	11,475
法人税、住民税及び事業税	4,157	5,838
法人税等調整額	△2	△1,563
法人税等合計	4,154	4,274
少数株主損益調整前当期純利益	6,573	7,200
少数株主利益	25	343
当期純利益	6,547	6,856

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	6,573	7,200
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2	2
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	1
その他の包括利益合計	△2	※ 3
包括利益	6,570	7,204
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,544	6,860
少数株主に係る包括利益	25	343

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	65,000	65,000
当期末残高	65,000	65,000
資本剰余金		
当期首残高	71,650	71,650
当期末残高	71,650	71,650
利益剰余金		
当期首残高	48,730	55,277
当期変動額		
当期純利益	6,547	6,856
当期変動額合計	6,547	6,856
当期末残高	55,277	62,134
株主資本合計		
当期首残高	185,381	191,928
当期変動額		
当期純利益	6,547	6,856
当期変動額合計	6,547	6,856
当期末残高	191,928	198,785
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△42	△45
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2	3
当期変動額合計	△2	3
当期末残高	△45	△41
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△42	△45
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2	3
当期変動額合計	△2	3
当期末残高	△45	△41
少数株主持分		
当期首残高	99	724
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	625	1,616
当期変動額合計	625	1,616
当期末残高	724	2,341
純資産合計		
当期首残高	185,437	192,607
当期変動額		
当期純利益	6,547	6,856
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	622	1,620
当期変動額合計	7,170	8,477
当期末残高	192,607	201,084

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		10,727		11,475
減価償却費		16,802		17,917
減損損失		116		—
負ののれん発生益		△482		△1,502
段階取得に係る差損益 (△は益)		△24		△408
持分法による投資損益 (△は益)		△518		△264
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		2,086		1,703
賞与引当金の増減額 (△は減少)		6		34
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)		△124		△83
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△54		△19
受取利息及び受取配当金		△135		△144
支払利息		16,871		16,754
固定資産売却損益 (△は益)		43		0
固定資産除却損		2,191		2,092
売上債権の増減額 (△は増加)		3,201		10,504
たな卸資産の増減額 (△は増加)		△160,297		△279,556
仕入債務の増減額 (△は減少)		9,669		35,395
その他		1,908		△3,780
小計		△98,012		△189,883
利息及び配当金の受取額		171		161
利息の支払額		△16,834		△16,677
法人税等の支払額		△6,999		△3,123
法人税等の還付額		81		1
営業活動によるキャッシュ・フロー		△121,592		△209,522
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△400		△900
定期預金の払戻による収入		2,900		800
有価証券の取得による支出		△2,986		—
有価証券の売却による収入		3,050		3,000
投資有価証券の取得による支出		△240		△698
投資有価証券の売却による収入		—		78
固定資産の取得による支出		△35,800		△27,001
固定資産の売却による収入		74		99
新規連結子会社株式の取得による収入	※2	566	※2	1,628
その他		74		△324
投資活動によるキャッシュ・フロー		△32,761		△23,316

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	75,000	55,000
長期借入金の返済による支出	△48,564	△40,499
道路建設関係社債発行による収入	244,334	299,269
道路建設関係社債償還による支出	△119,729	△24,995
少数株主への配当金の支払額	△8	△3
その他	△123	△224
財務活動によるキャッシュ・フロー	150,908	288,546
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△3,446	55,706
現金及び現金同等物の期首残高	97,988	94,542
現金及び現金同等物の期末残高	※1 94,542	※1 150,249

【連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△48,564百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額△42,960百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△119,729百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△160,297百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額△141,654百万円が含まれております。
2. 当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△40,499百万円には、機構法第15条第1項の規定により機構が行った債務引受の額△36,880百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△24,995百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△279,556百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額△59,023百万円が含まれております。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当連結会計年度
 (自 平成23年4月1日
 至 平成24年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 17社

連結子会社の名称

中日本エクシス(株)
 中日本エクストール横浜(株)
 中日本エクストール名古屋(株)
 中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)
 中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
 中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)
 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)
 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
 中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)
 中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)
 NEXCO中日本サービス(株)
 中日本ロード・メンテナンス東海(株)
 (株)エイチ・アール横浜
 (株)グランセルセイワサービス
 中日本高速技術マーケティング(株)
 中日本高速オートサービス(株)

(株)エイチ・アール横浜については、当社の子会社である(株)グランセルセイワサービスが保有する株式に加え、当社の子会社である中日本エクシス(株)が新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

(株)グランセルセイワサービスについては、当社の子会社である中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)及び(株)エイチ・アール横浜が保有する株式に加え、当社の子会社である中日本エクシス(株)が新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

中日本高速技術マーケティング(株)については、当社100%出資子会社として設立したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

中日本高速オートサービス(株)については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)及び中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)の出資により設立したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

なお、当連結会計年度より連結子会社に含めた4社については、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(有)ミズノ商事
 (株)ウェイザ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 14社

会社の名称

北陸高速道路ターミナル(株)
(株)NEXCOシステムズ
(株)高速道路総合技術研究所
ハイウェイ・トール・システム(株)
(株)NEXCO保険サービス
中日本ロード・メンテナンス中部(株)
日本ロード・メンテナンス(株)
(株)東京ハイウェイ
中日本施設管理(株)
NHS名古屋(株)
ティーシーメンテナンス(株)
日本高速道路インターナショナル(株)
(株)高速保全
(株)アステック

(株)東京ハイウェイについては、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)が株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

中日本施設管理(株)については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)及び中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)が株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

NHS名古屋(株)については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)が株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

ティーシーメンテナンス(株)については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)が株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

日本高速道路インターナショナル(株)については、当社、東日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)の出資により設立したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

(株)高速保全については、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)が株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

(株)アステックについては、(株)エイチ・アール横浜及び(株)グランセルセイワサービスの子会社化に伴い、議決権比率が増加したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

なお、中部ホールディングス(株)は、中日本ロード・メンテナンス中部(株)に商号を変更しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

会社の名称

(非連結子会社)

(有)ミズノ商事

(株)ウェイザ

(関連会社)

(株)章榮

三重ハイウェイサービス(株)

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社(有)ミズノ商事、(株)ウェイザ)及び関連会社(株)章榮)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

持分法を適用しない関連会社(三重ハイウェイサービス(株))は、平成24年4月1日に三重観光開発(株)に吸収合併され、存続会社の三重観光開発(株)は関連会社に該当しないことから、財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められるため、持分法の適用範囲から除外しております。

当連結会計年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品、原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

構築物 8年～60年

機械及び装置 5年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

当連結会計年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑥ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

⑦ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、効果の発現期間が見積り可能なものはその期間とし、それ以外については、5年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

【表示方法の変更】

当連結会計年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(連結損益計算書)

1. 前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「震災救援活動費用」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた193百万円は、「震災救援活動費用」24百万円、「その他」168百万円として組み替えております。

2. 前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「段階取得に係る差益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた94百万円は、「段階取得に係る差益」24百万円、「その他」69百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「段階取得に係る差損益」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1,883百万円は、「段階取得に係る差損益」△24百万円、「その他」1,908百万円として組み替えております。

【追加情報】

当連結会計年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)																																																		
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。</p> <p>①道路建設関係社債 818,943百万円 (額面額819,950百万円)</p> <p>②機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務 220,000百万円</p> <p>なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」278百万円を法務局に供託しております。</p> <p>※2 有形固定資産の圧縮記帳 国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は21百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">有形固定資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有形固定資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">24百万円</td> </tr> </table> <p>※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券 (株式)</td> <td style="text-align: right;">2,701百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち、共同支配企業に対する投資の金額)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">1,165百万円)</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券 (国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く) に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機構</td> <td style="text-align: right;">4,357,262百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">19,214百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">275百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,376,752百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産		車両運搬具	21百万円	なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。		有形固定資産		機械及び装置	1百万円	車両運搬具	23百万円	計	24百万円	投資有価証券 (株式)	2,701百万円	(うち、共同支配企業に対する投資の金額)		1,165百万円)		機構	4,357,262百万円	東日本高速道路	19,214百万円	西日本高速道路	275百万円	計	4,376,752百万円	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。</p> <p>①道路建設関係社債 1,094,093百万円 (額面額1,094,950百万円)</p> <p>②機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務 245,000百万円</p> <p>なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」585百万円を法務局に供託しております。</p> <p>※2 有形固定資産の圧縮記帳 国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">有形固定資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">24百万円</td> </tr> </table> <p>※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券 (株式)</td> <td style="text-align: right;">3,829百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(うち、共同支配企業に対する投資の金額)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 60px;">1,482百万円)</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券 (国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く) に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機構</td> <td style="text-align: right;">4,263,665百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">12,385百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">54百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,276,104百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産		機械及び装置	1百万円	車両運搬具	23百万円	計	24百万円	投資有価証券 (株式)	3,829百万円	(うち、共同支配企業に対する投資の金額)		1,482百万円)		機構	4,263,665百万円	東日本高速道路	12,385百万円	西日本高速道路	54百万円	計	4,276,104百万円
有形固定資産																																																			
車両運搬具	21百万円																																																		
なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。																																																			
有形固定資産																																																			
機械及び装置	1百万円																																																		
車両運搬具	23百万円																																																		
計	24百万円																																																		
投資有価証券 (株式)	2,701百万円																																																		
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)																																																			
1,165百万円)																																																			
機構	4,357,262百万円																																																		
東日本高速道路	19,214百万円																																																		
西日本高速道路	275百万円																																																		
計	4,376,752百万円																																																		
有形固定資産																																																			
機械及び装置	1百万円																																																		
車両運搬具	23百万円																																																		
計	24百万円																																																		
投資有価証券 (株式)	3,829百万円																																																		
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)																																																			
1,482百万円)																																																			
機構	4,263,665百万円																																																		
東日本高速道路	12,385百万円																																																		
西日本高速道路	54百万円																																																		
計	4,276,104百万円																																																		

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)																										
<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>①道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機構</td> <td style="text-align: right;">42,437百万円</td> </tr> </table> <p>②道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機構</td> <td style="text-align: right;">213,200百万円</td> </tr> </table> <p>③当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機構</td> <td style="text-align: right;">299,860百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が120,000百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が42,960百万円減少しております。</p> <p>※5 たな卸資産の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">220百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">611百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">1,875百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,707百万円</td> </tr> </table> <p>6 _____</p>	機構	42,437百万円	機構	213,200百万円	機構	299,860百万円	商品及び製品	220百万円	仕掛品	611百万円	原材料及び貯蔵品	1,875百万円	計	2,707百万円	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>①道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機構</td> <td style="text-align: right;">36,951百万円</td> </tr> </table> <p>② _____</p> <p>③当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機構</td> <td style="text-align: right;">361,740百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が25,000百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が36,880百万円減少しております。</p> <p>※5 たな卸資産の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">345百万円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">1,012百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">1,711百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,069百万円</td> </tr> </table> <p>※6 仕掛道路資産の期末残高</p> <p>当社の「社員の所得税法違反事案に関連する調査及び再発防止のための委員会」の調査により、本来、取得原価とならない金額が含まれております。なお、現在、調査中であるため、金額は未確定ではありますが、僅少であると想定されます。</p>	機構	36,951百万円	機構	361,740百万円	商品及び製品	345百万円	仕掛品	1,012百万円	原材料及び貯蔵品	1,711百万円	計	3,069百万円
機構	42,437百万円																										
機構	213,200百万円																										
機構	299,860百万円																										
商品及び製品	220百万円																										
仕掛品	611百万円																										
原材料及び貯蔵品	1,875百万円																										
計	2,707百万円																										
機構	36,951百万円																										
機構	361,740百万円																										
商品及び製品	345百万円																										
仕掛品	1,012百万円																										
原材料及び貯蔵品	1,711百万円																										
計	3,069百万円																										

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																																																
<p>※1 営業費用に含まれる研究開発費の総額は、777百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当・賞与</td> <td style="text-align: right;">8,447百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">667百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,874百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">業務委託費</td> <td style="text-align: right;">4,386百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ETCマイレージサービス引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,901百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">利用促進費</td> <td style="text-align: right;">16,057百万円</td> </tr> </table> <p>※3 前期損益修正益の内容は次のとおりであります。 固定資産の自主点検等によるものであります。</p> <p>※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">692百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">131百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">846百万円</td> </tr> </table>	給与手当・賞与	8,447百万円	役員退職慰労引当金繰入額	43百万円	賞与引当金繰入額	667百万円	退職給付費用	1,874百万円	業務委託費	4,386百万円	ETCマイレージサービス引当金繰入額	5,901百万円	利用促進費	16,057百万円	建物	692百万円	構築物	131百万円	工具、器具及び備品	15百万円	その他	7百万円	計	846百万円	<p>※1 営業費用に含まれる研究開発費の総額は、627百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給与手当・賞与</td> <td style="text-align: right;">8,660百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">55百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">650百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,853百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">業務委託費</td> <td style="text-align: right;">3,774百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ETCマイレージサービス引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,819百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">利用促進費</td> <td style="text-align: right;">17,185百万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3</p> <p>※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">342百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">111百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">503百万円</td> </tr> </table>	給与手当・賞与	8,660百万円	役員退職慰労引当金繰入額	55百万円	賞与引当金繰入額	650百万円	退職給付費用	1,853百万円	業務委託費	3,774百万円	ETCマイレージサービス引当金繰入額	5,819百万円	利用促進費	17,185百万円	建物	342百万円	構築物	111百万円	工具、器具及び備品	21百万円	その他	28百万円	計	503百万円
給与手当・賞与	8,447百万円																																																
役員退職慰労引当金繰入額	43百万円																																																
賞与引当金繰入額	667百万円																																																
退職給付費用	1,874百万円																																																
業務委託費	4,386百万円																																																
ETCマイレージサービス引当金繰入額	5,901百万円																																																
利用促進費	16,057百万円																																																
建物	692百万円																																																
構築物	131百万円																																																
工具、器具及び備品	15百万円																																																
その他	7百万円																																																
計	846百万円																																																
給与手当・賞与	8,660百万円																																																
役員退職慰労引当金繰入額	55百万円																																																
賞与引当金繰入額	650百万円																																																
退職給付費用	1,853百万円																																																
業務委託費	3,774百万円																																																
ETCマイレージサービス引当金繰入額	5,819百万円																																																
利用促進費	17,185百万円																																																
建物	342百万円																																																
構築物	111百万円																																																
工具、器具及び備品	21百万円																																																
その他	28百万円																																																
計	503百万円																																																

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)												
<p>※5 減損損失の内容は次のとおりであります。 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" data-bbox="161 297 782 460"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県 名古屋市</td> <td>カードサービス事業</td> <td>工具、器具及び備品、無形固定資産、投資その他の資産 その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業区分によりグルーピングを行っております。 当連結会計年度において、関連事業におけるカードサービス事業に係る資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失75百万円（うち工具、器具及び備品1百万円、無形固定資産72百万円、投資その他の資産 その他0百万円）として特別損失に計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="161 753 782 880"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 町田市</td> <td>遊休不動産</td> <td>建物、構築物</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として、事業区分によりグルーピングを行っており、遊休不動産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。 当連結会計年度において、遊休不動産のうち、廃止を決定した資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失41百万円（うち建物38百万円、構築物2百万円）として特別損失に計上しております。</p> <p>※6 前期損益修正損の内容は次のとおりであります。 システム改修による預り連絡料金等の残高修正によるもの（84百万円）及び固定資産の自主点検等によるもの（50百万円）であります。</p>	場所	用途	種類	愛知県 名古屋市	カードサービス事業	工具、器具及び備品、無形固定資産、投資その他の資産 その他	場所	用途	種類	東京都 町田市	遊休不動産	建物、構築物	<p>5</p> <hr/> <p>6</p> <hr/>
場所	用途	種類											
愛知県 名古屋市	カードサービス事業	工具、器具及び備品、無形固定資産、投資その他の資産 その他											
場所	用途	種類											
東京都 町田市	遊休不動産	建物、構築物											

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	5百万円
組替調整額	0
税効果調整前	5
税効果額	△3
その他有価証券評価差額金	2
持分法適用会社に対する持分相当額	
当期発生額	1
その他の包括利益合計	3

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																																																																				
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">16,342百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">71,000百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来するコマーシャルペーパー (有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">7,999百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">95,342百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">△800百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">94,542百万円</td> </tr> </table> <p>※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の 資産及び負債の主な内訳 当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)が、株式の取得により新たに中日本ロード・メンテナンス東海(株)を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに中日本ロード・メンテナンス東海(株)の株式の取得価額と当社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">747百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">575百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△37百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">△28百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">△475百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">△615百万円</td> </tr> <tr> <td>支配獲得前の既取得持分</td> <td style="text-align: right;">△2百万円</td> </tr> <tr> <td>段階取得差額</td> <td style="text-align: right;">△24百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">新規連結子会社株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">138百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社現金及び現金 同等物</td> <td style="text-align: right;">△704百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引(注1): 新規連結子会社株 式取得による収入(△)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△566百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 新規連結子会社株式取得による収入566百万円は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び収入の合計額を記載しています。</p>	現金及び預金勘定	16,342百万円	預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	71,000百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来するコマーシャルペーパー (有価証券勘定)	7,999百万円	計	95,342百万円	預入期間3ヶ月超の定期預金	△800百万円	現金及び現金同等物	94,542百万円	流動資産	747百万円	固定資産	575百万円	流動負債	△37百万円	固定負債	△28百万円	負ののれん	△475百万円	少数株主持分	△615百万円	支配獲得前の既取得持分	△2百万円	段階取得差額	△24百万円	新規連結子会社株式の取得価額	138百万円	新規連結子会社現金及び現金 同等物	△704百万円	差引(注1): 新規連結子会社株 式取得による収入(△)	△566百万円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">19,271百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">109,000百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来するコマーシャルペーパー (有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right;">21,997百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">公社債投資信託(有価証券勘定)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,134百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">151,403百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間3ヶ月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">△1,154百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">150,249百万円</td> </tr> </table> <p>※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の 資産及び負債の主な内訳 1. 当社の子会社である中日本エクシス(株)が、株式の取得により新たに(株)エイチ・アール横浜を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに(株)エイチ・アール横浜の株式の取得価額と当社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">1,005百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">442百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△236百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">△94百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">△876百万円</td> </tr> <tr> <td>支配獲得前の既取得持分</td> <td style="text-align: right;">△6百万円</td> </tr> <tr> <td>段階取得差額</td> <td style="text-align: right;">△107百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">新規連結子会社株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">126百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社現金及び現金 同等物</td> <td style="text-align: right;">△955百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引(注1): 新規連結子会社株 式取得による収入(△)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△828百万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 新規連結子会社株式取得による収入828百万円は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び収入の合計額を記載しています。</p>	現金及び預金勘定	19,271百万円	預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	109,000百万円	取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来するコマーシャルペーパー (有価証券勘定)	21,997百万円	公社債投資信託(有価証券勘定)	1,134百万円	計	151,403百万円	預入期間3ヶ月超の定期預金	△1,154百万円	現金及び現金同等物	150,249百万円	流動資産	1,005百万円	固定資産	442百万円	流動負債	△236百万円	固定負債	△94百万円	負ののれん	△876百万円	支配獲得前の既取得持分	△6百万円	段階取得差額	△107百万円	新規連結子会社株式の取得価額	126百万円	新規連結子会社現金及び現金 同等物	△955百万円	差引(注1): 新規連結子会社株 式取得による収入(△)	△828百万円
現金及び預金勘定	16,342百万円																																																																				
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	71,000百万円																																																																				
取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来するコマーシャルペーパー (有価証券勘定)	7,999百万円																																																																				
計	95,342百万円																																																																				
預入期間3ヶ月超の定期預金	△800百万円																																																																				
現金及び現金同等物	94,542百万円																																																																				
流動資産	747百万円																																																																				
固定資産	575百万円																																																																				
流動負債	△37百万円																																																																				
固定負債	△28百万円																																																																				
負ののれん	△475百万円																																																																				
少数株主持分	△615百万円																																																																				
支配獲得前の既取得持分	△2百万円																																																																				
段階取得差額	△24百万円																																																																				
新規連結子会社株式の取得価額	138百万円																																																																				
新規連結子会社現金及び現金 同等物	△704百万円																																																																				
差引(注1): 新規連結子会社株 式取得による収入(△)	△566百万円																																																																				
現金及び預金勘定	19,271百万円																																																																				
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	109,000百万円																																																																				
取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来するコマーシャルペーパー (有価証券勘定)	21,997百万円																																																																				
公社債投資信託(有価証券勘定)	1,134百万円																																																																				
計	151,403百万円																																																																				
預入期間3ヶ月超の定期預金	△1,154百万円																																																																				
現金及び現金同等物	150,249百万円																																																																				
流動資産	1,005百万円																																																																				
固定資産	442百万円																																																																				
流動負債	△236百万円																																																																				
固定負債	△94百万円																																																																				
負ののれん	△876百万円																																																																				
支配獲得前の既取得持分	△6百万円																																																																				
段階取得差額	△107百万円																																																																				
新規連結子会社株式の取得価額	126百万円																																																																				
新規連結子会社現金及び現金 同等物	△955百万円																																																																				
差引(注1): 新規連結子会社株 式取得による収入(△)	△828百万円																																																																				

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)</p>																						
	<p>2. 当社の子会社である中日本エクシス(株)が、株式の取得により新たに(株)グランセルセイワサービスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに(株)グランセルセイワサービスの株式の取得価額と同社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">1,614百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,424百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△304百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">△110百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">△626百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">△1,275百万円</td> </tr> <tr> <td>支配獲得前の既取得持分</td> <td style="text-align: right;">△39百万円</td> </tr> <tr> <td>段階取得差額</td> <td style="text-align: right;">△301百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社株式の取得価額</td> <td style="text-align: right;">380百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△1,180百万円</td> </tr> <tr> <td>差引(注2)：新規連結子会社株式取得による収入(△)</td> <td style="text-align: right;">△800百万円</td> </tr> </table> <p>(注2) 新規連結子会社株式取得による収入800百万円は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び収入の合計額を記載しています。</p>	流動資産	1,614百万円	固定資産	1,424百万円	流動負債	△304百万円	固定負債	△110百万円	負ののれん	△626百万円	少数株主持分	△1,275百万円	支配獲得前の既取得持分	△39百万円	段階取得差額	△301百万円	新規連結子会社株式の取得価額	380百万円	新規連結子会社現金及び現金同等物	△1,180百万円	差引(注2)：新規連結子会社株式取得による収入(△)	△800百万円
流動資産	1,614百万円																						
固定資産	1,424百万円																						
流動負債	△304百万円																						
固定負債	△110百万円																						
負ののれん	△626百万円																						
少数株主持分	△1,275百万円																						
支配獲得前の既取得持分	△39百万円																						
段階取得差額	△301百万円																						
新規連結子会社株式の取得価額	380百万円																						
新規連結子会社現金及び現金同等物	△1,180百万円																						
差引(注2)：新規連結子会社株式取得による収入(△)	△800百万円																						

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する連結会計年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前連結会計年度（平成23年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	3百万円	3百万円	0百万円
車両運搬具	264百万円	188百万円	75百万円
工具、器具及び備品	583百万円	455百万円	127百万円
無形固定資産（ソフトウェア）	35百万円	27百万円	8百万円
合計	886百万円	675百万円	211百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

	当連結会計年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	227百万円	193百万円	33百万円
工具、器具及び備品	168百万円	146百万円	22百万円
無形固定資産（ソフトウェア）	27百万円	25百万円	2百万円
合計	423百万円	365百万円	57百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	161百万円	49百万円
1年超	49百万円	8百万円
合計	211百万円	57百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	318百万円	159百万円
減価償却費相当額	318百万円	159百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	298,399百万円	335,285百万円
1年超	17,316,577百万円	17,122,885百万円
合計	17,614,976百万円	17,458,170百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

(注) 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	264百万円	272百万円
1年超	703百万円	537百万円
合計	968百万円	810百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも10年以内となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い道路公団から承継したものと及び会社資産の設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（(注2)参照）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	16,342	16,342	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	50,016	50,016	—
(3) 未収入金	13,021	13,021	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	11,499	11,504	4
②その他有価証券	71,221	71,221	—
資産計	162,101	162,106	4
(1) 高速道路事業営業未払金	61,045	61,045	—
(2) 未払金	21,423	21,423	—
(3) 未払法人税等	1,583	1,583	—
(4) 道路建設関係社債	818,943	841,740	22,797
(5) 道路建設関係長期借入金	438,980	442,603	3,623
(6) 長期借入金	12,172	12,336	164
負債計	1,354,148	1,380,733	26,584

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	19,271	19,271	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	42,817	42,817	—
(3) 未収入金	14,596	14,596	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	22,759	22,770	10
②その他有価証券	111,009	111,009	—
資産計	210,454	210,465	10
(1) 高速道路事業営業未払金	97,055	97,055	—
(2) 未払金	20,267	20,267	—
(3) 未払法人税等	4,388	4,388	—
(4) 道路建設関係社債	1,094,093	1,128,994	34,900
(5) 道路建設関係長期借入金	452,100	455,792	3,692
(6) 長期借入金	13,552	13,665	112
負債計	1,681,458	1,720,164	38,706

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金及び (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金及び (3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 道路建設関係社債

市場価格に基づき算定しております。

(5) 道路建設関係長期借入金及び (6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	2,701	3,829
	その他有価証券	127	60

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成23年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	16,342	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	50,016	—	—	—
未収入金	13,021	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
①国債・地方債等	—	150	250	—
②社債	—	100	—	—
③その他	11,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの				
①債券(その他)	—	—	—	349
②その他	71,000	—	—	—
合 計	161,380	250	250	349

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	19,271	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	42,817	—	—	—
未収入金	14,596	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
①国債・地方債等	150	50	200	—
②社債	100	260	—	—
③その他	22,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期 があるもの				
①債券(その他)	—	9	—	1,176
②その他	109,000	—	—	—
合 計	207,935	319	200	1,176

(注) 4 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (平成23年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
道路建設関係社債	—	230,000	589,950
道路建設関係長期借入金	—	436,880	2,100
長期借入金	3,616	8,513	41
合 計	3,616	675,393	592,091

当連結会計年度 (平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
道路建設関係社債	—	385,000	709,950
道路建設関係長期借入金	—	450,000	2,100
長期借入金	8,088	5,427	36
合 計	8,088	840,427	712,086

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	100	103	3
	(2) 社債	99	104	4
	(3) その他	10,997	10,998	0
	小計	11,197	11,206	8
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	301	298	△3
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	301	298	△3
合計		11,499	11,504	4

当連結会計年度 (平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	401	407	6
	(2) 社債	249	256	6
	(3) その他	—	—	—
	小計	651	664	12
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	110	109	△0
	(3) その他	21,997	21,996	△1
	小計	22,107	22,106	△1
合計		22,759	22,770	10

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	70	116	△46
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	151	151	—
	(3) その他	71,000	71,000	—
	小計	71,221	71,267	△46
合計		71,221	71,267	△46

(注) 1 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
- (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。
 - ①当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
 - ②当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
 - ③当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合
- 2 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券に含めて記載しております。
- 3 非上場株式（連結貸借対照表計上額 127百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	184	226	△42
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	690	690	—
	(3) その他	110,134	110,134	—
	小計	111,009	111,051	△42
合計		111,009	111,051	△42

(注) 1 時価のある其他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。

- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
- (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。
 - ①当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
 - ②当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
 - ③当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合
- 2 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券に含めて記載しております。
- 3 非上場株式（連結貸借対照表計上額 60百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	78	28	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	78	28	—

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（平成23年3月31日）

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含め記載しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含め記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として厚生年金基金制度、適格退職年金制度、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)
(1) 退職給付債務	△90,612	△93,249
(2) 年金資産	28,666	29,873
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	△61,946	△63,375
(4) 未認識数理計算上の差異	6,538	6,158
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)	△122	△109
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	△55,530	△57,326
(7) 前払年金費用	281	375
(8) 退職給付引当金(6)-(7)	△55,812	△57,701

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) (百万円)
退職給付費用	5,419	5,404
(1) 勤務費用	3,067	3,146
(2) 利息費用	1,729	1,770
(3) 期待運用収益	△188	△333
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	824	833
(5) 過去勤務債務の費用処理額	△13	△12

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1.0%~2.0%	1.0%~2.0%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
0.0%~2.0%	0.0%~2.0%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

10年~14年（各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。）

(5) 過去勤務債務の額の処理年数

10年~14年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しております。ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。）

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	79百万円	62百万円
賞与引当金	1,175百万円	1,119百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	60百万円	46百万円
退職給付引当金	22,525百万円	20,628百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,378百万円	2,056百万円
その他	3,154百万円	5,764百万円
繰延税金資産小計	29,374百万円	29,678百万円
評価性引当金	△25,884百万円	△24,382百万円
繰延税金資産合計	3,489百万円	5,296百万円
繰延税金負債		
その他	△8百万円	△257百万円
繰延税金負債合計	△8百万円	△257百万円
繰延税金資産(負債)の純額	3,481百万円	5,039百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	1,672百万円	3,237百万円
固定資産－繰延税金資産	1,811百万円	1,959百万円
固定負債－その他	△2百万円	△158百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 (調整)	40.4%
	税率変更	29.6%
	評価性引当額の増減	△24.2%
	負ののれん発生益	△5.3%
	段階取得に係る差益	△1.4%
	負ののれん償却額	△1.2%
	持分法による投資利益	△0.9%
	その他	0.3%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.7%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は291百万円減少し、法人税等調整額が292百万円、その他有価証券評価差額金が1百万円、それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

株式取得による(株)エイチ・アール横浜の子会社化

1. 企業結合の概要

被取得企業の名称	(株)エイチ・アール横浜
事業の内容	高速道路の休憩施設における売店運営業務
取得を行った主な理由	高速道路の営業施設の運営を一体的に実施するため
企業結合日	平成24年1月10日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	(株)エイチ・アール横浜
取得した議決権比率	取得直前に所有していた議決権比率 41% 追加取得した議決権比率 44% 取得後の議決権比率 85% なお、上記取得後に(株)エイチ・アール横浜の自己株式の取得が行われ、期末時点の議決権比率は100%となっております。
取得企業を決定するに至った主な根拠	現金を対価とした株式取得によるもの

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

期末日をみなし取得日としているため、業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日における時価	240百万円
取得原価		240百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価との差額

段階取得に係る差益
107百万円

5. 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生した負ののれん

876百万円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識しております。

(3) 償却の方法及び償却期間

発生年度の利益として処理しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産	1,005百万円
固定資産	442百万円
合計	1,448百万円

(2) 負債の額

流動負債	236百万円
固定負債	94百万円
合計	331百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響額に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

なお、影響の概算額については、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けておりません。

株式取得による(株)グランセルセイワサービスの子会社化

1. 企業結合の概要

被取得企業の名称	(株)グランセルセイワサービス
事業の内容	高速道路の休憩施設における売店運營業務
取得を行った主な理由	高速道路の営業施設の運営を一体的に実施するため
企業結合日	平成24年1月10日
企業結合の法的形式	株式取得
結合後企業の名称	(株)グランセルセイワサービス
取得した議決権比率	取得直前に所有していた議決権比率 10% 追加取得した議決権比率 33% 取得後の議決権比率 43% なお、上記取得後に(株)グランセルセイワサービスの自己株式の取得等が行われ、期末時点の議決権比率は66%となっております。
取得企業を決定するに至った主な根拠	現金を対価とした株式取得によるもの

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

期末日をみなし取得日としているため、業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日における時価	721百万円
取得原価		721百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価との差額

段階取得に係る差益

301百万円

5. 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生した負ののれん

626百万円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識しております。

(3) 償却の方法及び償却期間

発生年度の利益として処理しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産	1,614百万円
固定資産	1,424百万円
合計	3,038百万円

(2) 負債の額

流動負債	304百万円
固定負債	110百万円
合計	415百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響額に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

なお、影響の概算額については、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中日本エクシス(株)が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸借しているとともに、それ以外の場所については、同社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	9,915	11,462
期中増減額	1,546	3,601
期末残高	11,462	15,063
期末時価	10,973	14,527
賃貸等不動産として使用される 部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	120,028	123,149
期中増減額	3,120	905
期末残高	123,149	124,054
期末時価	117,629	113,085

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 前連結会計年度末及び当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
賃貸等不動産		
営業収益	493	473
営業費用	169	218
差額	324	255
その他(売却損益等)	—	—
賃貸等不動産として使用される 部分を含む不動産		
営業収益	31,988	32,081
営業費用	16,917	18,141
差額	15,070	13,940
その他(売却損益等)	—	—

- (注) 1. 賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供として連結子会社中日本エクシス㈱が賃貸借している部分を含むため、営業収益には、当該部分の賃貸借にかかる収益は、計上されておりません。
2. 営業収益には、連結子会社中日本エクシス㈱が実施する小売店等の売上高が前連結会計年度において11,178百万円、当連結会計年度において12,670百万円が含まれております。
3. 営業費用には、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産にかかる費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他（関連）事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。

「その他（関連）事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、事業セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額（注1） （百万円）	連結財務諸表 計上額（注2） （百万円）
	高速道路事業 （百万円）	休憩所事業 （百万円）	その他（関連） 事業 （百万円）	計 （百万円）		
売上高						
外部顧客に対する売上高	607,881	34,071	17,344	659,296	—	659,296
セグメント間の内部売上高又は振替高	24	16	10	51	(51)	—
計	607,905	34,087	17,354	659,348	(51)	659,296
セグメント利益又は損失（△）	3,697	6,488	△264	9,920	4	9,925
セグメント資産	1,372,348	146,373	14,055	1,532,777	120,870	1,653,647
セグメント負債	1,257,923	—	—	1,257,923	203,115	1,461,039
その他の項目						
減価償却費	14,564	2,048	188	16,802	—	16,802
持分法適用会社への投資額	2,332	—	348	2,681	—	2,681
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	25,219	8,531	41	33,793	3,680	37,474

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額4百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額120,870百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金（預金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等であります。

(3) セグメント負債の調整額203,115百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付引当金等であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,680百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ 当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他（関連）事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。

「その他（関連）事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、事業セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額（注1） （百万円）	連結財務諸表 計上額（注2） （百万円）
	高速道路事業 （百万円）	休憩所事業 （百万円）	その他（関連） 事業 （百万円）	計 （百万円）		
売上高						
外部顧客に対する売上高	544,549	36,157	15,598	596,306	—	596,306
セグメント間の内部売上高又は振替高	24	8	2	35	(35)	—
計	544,574	36,165	15,600	596,341	(35)	596,306
セグメント利益又は損失（△）	2,819	6,792	△819	8,791	31	8,822
セグメント資産	1,644,997	162,756	7,785	1,815,539	176,063	1,991,602
セグメント負債	1,546,193	5,000	—	1,551,193	239,324	1,790,517
その他の項目						
減価償却費	15,496	2,261	159	17,917	—	17,917
持分法適用会社への投資額	2,730	282	639	3,652	—	3,652
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	18,853	7,825	34	26,714	3,013	29,727

（注）1. 調整額は、以下のとおりであります。

（1）セグメント利益の調整額31百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

（2）セグメント資産の調整額176,063百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金（預金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等であります。

（3）セグメント負債の調整額239,324百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付引当金等であります。

（4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,013百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	道路資産完成高 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	442,222	141,654	75,420	659,296

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (百万円)	関連するセグメント名
機構	141,654	高速道路事業

II 当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	道路資産完成高 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	476,745	59,023	60,537	596,306

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)		
減損損失	—	—	75	75	41	116

(注) 減損損失の全社・消去41百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産（遊休資産）に係る金額であります。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

のれんの償却額及び未償却残高はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)		
当期償却額	—	—	—	—	342	342
当期末残高	—	—	—	—	5,897	5,897

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)		
当期償却額	—	—	—	—	15	15
当期末残高	—	—	—	—	—	—

上記ののれんの償却額は、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額と相殺しております。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連）事業 (百万円)	計 (百万円)		
当期償却額	—	—	—	—	342	342
当期末残高	—	—	—	—	5,555	5,555

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当連結会計年度において、高速道路事業において482百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱が、株式の取得により新たに中日本ロード・メンテナンス東海㈱を連結したことに伴い発生したものであります。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当連結会計年度において、休憩所事業において1,502百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、当社の子会社である中日本エクシス㈱が、株式の取得により新たに㈱エイチ・アール横浜及び㈱グラントセルセイワサービスを連結したことに伴い発生したものであります。

【関連当事者情報】

(1) 兄弟会社等

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	機構	東京都港区	4,983,550	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	328,661	高速道路事業営業未払金	34,953	
									高速道路事業営業未収入金 (注2)	9,683	
							道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高 (注1)	141,654	高速道路事業営業未収入金	101
								債務の引渡及び債務保証 (注3)	162,960	-	-
							借入金の連帯債務	債務保証 (注4)	4,357,262	-	-
								債務保証 (注5)	392,537	-	-
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	なし	借入金の連帯債務	債務保証 (注4)	19,214	-	-	

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 当社及び機構との協定において、実績料金収入が減算基準額を超えて下回った場合、道路資産賃借料が減算されることと規定されております。また、当社及び機構との協定については、前記「第一部 企業情報 第2事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照ください。
3. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に前連結会計年度までに引き渡した額のうち、42,437百万円については東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して、350,100百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	機構	東京都港区	5,114,374	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払 (注1)	341,425	高速道路事業営業未払金	33,380
									高速道路事業営業未収入金 (注2)	342
							道路資産完成高 (注1)	59,023	高速道路事業営業未収入金	120
							債務の引渡及び債務保証 (注3)	61,880	-	-
							借入金の連帯債務	4,263,665	-	-
							債務保証 (注5)	336,811	-	-

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 当社及び機構との協定において、実績料金収入が減算基準額を超えて下回った場合、道路資産賃借料が減算されることと規定されております。また、当社及び機構との協定については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」をご参照ください。
3. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、機構に前連結会計年度までに引き渡した額のうち、36,951百万円については東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して、299,860百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,476.02円	1,528.79円
1株当たり当期純利益金額	50.36円	52.74円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	潜在株式が存在しないため記載していません。	同左

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益金額(百万円)	6,547	6,856
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	6,547	6,856
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	192,607	201,084
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	724	2,341
(うち少数株主持分)	(724)	(2,341)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	191,882	198,743
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

当連結会計年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

I 連結子会社の会社分割

当社の子会社である中日本エクスィス(株)は、サービスエリアにおける自動販売機事業及び飲食事業を専門的に実施する会社として、中日本ハイウェイ・アドバンス(株)を新設分割により設立し、連結子会社としました。

株式取得する会社の名称	中日本ハイウェイ・アドバンス(株)
事業の内容	サービスエリアにおける自動販売機事業及び飲食事業
規模	資本金 30百万円 (平成24年4月2日現在)
新設分割の時期	平成24年4月2日
取得する株式の数	60,000株
議決権比率	100.0%

II 株式取得による連結子会社化

(1)当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)は、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、中日本ロード・メンテナンス静岡(株)の株式を取得し、連結子会社としました。

株式取得する会社の名称	中日本ロード・メンテナンス静岡(株)
事業の内容	当社が管理する高速道路の維持修繕業務
規模	資産 40百万円 負債 1百万円 純資産 38百万円 (平成24年3月31日現在)
株式取得の時期	平成24年4月4日
取得する株式の数	408株
取得価額	20百万円
議決権比率	51.0%

(2)当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)は、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、東京ロードメンテナンス(株)の株式を取得し、連結子会社としました。

株式取得する会社の名称	東京ロードメンテナンス(株)
事業の内容	当社が管理する高速道路の維持修繕業務
規模	資産 1,248百万円 負債 445百万円 純資産 803百万円 (平成24年3月31日現在)
株式取得の時期	平成24年4月9日
取得する株式の数	560株
取得価額	140百万円
議決権比率	51.6%

当連結会計年度
 (自 平成23年4月1日
 至 平成24年3月31日)

Ⅲ 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第40回社債	中日本高速道路株式会社第41回社債
発行総額	金400億円	金200億円
利率	年0.298パーセント	年0.561パーセント
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	平成24年5月23日	平成24年5月23日
償還期日	平成28年3月18日	平成31年3月20日
担保	一般担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第42回社債
発行総額	金400億円
利率	年0.942パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成24年5月23日
償還期日	平成34年3月18日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

IV 重要な契約の変更

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」の一部を変更することを、平成24年4月12日開催の取締役会にて決議し、それに基づき平成24年4月17日付けで変更の協定を締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等」及び「一般国道16号（八王子バイパス）」の事業変更許可申請を行い、平成24年4月20日付けで許可を受けています。

① 協定の相手方

機構

② 協定締結日

平成24年4月17日

③ 変更の内容

東海北陸自動車道（白鳥IC～飛騨清見IC）4車線化事業、東京外かく環状道路（中央JCT（仮称）～東名JCT（仮称））、名古屋環状2号線（名古屋西JCT～飛島JCT（仮称））及びスマートIC（6箇所）の事業追加及び交通量・収入推計等前提条件等の見直しをしております。

これらを受け「修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額」、「道路資産の貸付料の額」及び「計画料金収入の額」が変更されております。

④ 影響

第二東海自動車道横浜名古屋線（神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで）ほか57区間に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額126,688百万円（消費税込み）が増額となります。

平成24年度から平成62年度までの期間において修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額244,781百万円（消費税込み）が増額となり、協定上の計画料金収入582,292百万円（消費税込み）及び道路資産の貸付料652,920百万円（消費税込み）がそれぞれ減額となり、また、災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額36百万円（消費税込み）が減額となります。

なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動する場合には、道路資産の貸付料の金額もそれに連動して変動することとされています。

また、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (リース取引関係)」の一部において、この協定の変更内容を反映させた場合には以下のとおりとなります。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	332,201百万円
1年超	16,504,140百万円
合計	16,836,342百万円

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
中日本高速道路㈱	政府保証第12回中日本高速道路債券	平成19年 1月23日	19,942	19,952	1.8	有(注1)	平成29年 1月23日
中日本高速道路㈱	政府保証第13回中日本高速道路債券	平成19年 5月21日	19,951	19,959	1.7	有(注1)	平成29年 5月19日
中日本高速道路㈱	政府保証第14回中日本高速道路債券	平成19年 6月18日	19,993	19,994	1.9	有(注1)	平成29年 6月16日
中日本高速道路㈱	政府保証第15回中日本高速道路債券	平成19年 7月17日	9,984	9,986	1.9	有(注1)	平成29年 7月14日
中日本高速道路㈱	政府保証第16回中日本高速道路債券	平成19年 8月15日	9,990	9,992	1.9	有(注1)	平成29年 8月15日
中日本高速道路㈱	政府保証第17回中日本高速道路債券	平成19年 9月18日	19,903	19,918	1.7	有(注1)	平成29年 9月15日
中日本高速道路㈱	政府保証第18回中日本高速道路債券	平成19年 12月17日	9,960	9,966	1.5	有(注1)	平成29年 12月15日
中日本高速道路㈱	政府保証第19回中日本高速道路債券	平成20年 1月23日	19,892	19,908	1.5	有(注1)	平成30年 1月23日
中日本高速道路㈱	政府保証第20回中日本高速道路債券	平成20年 3月17日	9,944	9,952	1.4	有(注1)	平成30年 3月16日
中日本高速道路㈱	政府保証第21回中日本高速道路債券	平成20年 5月21日	19,943	19,951	1.7	有(注1)	平成30年 5月21日
中日本高速道路㈱	政府保証第22回中日本高速道路債券	平成20年 6月16日	19,964	19,969	1.8	有(注1)	平成30年 6月15日
中日本高速道路㈱	政府保証第23回中日本高速道路債券	平成20年 9月16日	19,839	19,853	1.5	有(注1)	平成30年 9月14日
中日本高速道路㈱	政府保証第24回中日本高速道路債券	平成21年 1月22日	19,868	19,885	1.3	有(注1)	平成31年 1月22日
中日本高速道路㈱	政府保証第25回中日本高速道路債券	平成21年 6月15日	19,877	19,892	1.5	有(注1)	平成31年 6月14日
中日本高速道路㈱	政府保証第26回中日本高速道路債券	平成21年 12月14日	9,943	9,950	1.2	有(注1)	平成31年 12月13日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第1回社債	平成19年 3月13日	24,993	—(注2)	1.56	有(注1)	平成26年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第2回社債	平成19年 10月11日	20,000	20,000	1.6	有(注1)	平成26年 12月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第3回社債	平成19年 10月11日	30,000	30,000	1.92	有(注1)	平成29年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第4回社債	平成20年 8月11日	30,000	30,000	1.76	有(注1)	平成30年 6月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第5回社債	平成20年 11月18日	49,977	49,980	1.86	有(注1)	平成30年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第6回社債	平成21年 2月20日	19,996	19,997	1.73	有(注1)	平成30年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第7回社債	平成21年 4月30日	29,996	29,997	1.10	有(注1)	平成26年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第8回社債	平成21年 4月30日	30,000	30,000	1.73	有(注1)	平成31年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第9回社債	平成21年 7月31日	19,994	19,996	0.85	有(注1)	平成26年 6月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第10回社債	平成21年 7月31日	9,995	9,996	1.57	有(注1)	平成31年 6月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第11回社債	平成21年 11月30日	19,995	19,997	0.79	有(注1)	平成26年 9月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第12回社債	平成22年 1月29日	24,996	24,997	0.65	有(注1)	平成26年 12月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第13回社債	平成22年 1月29日	14,997	14,997	1.49	有(注1)	平成31年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第14回社債	平成22年 4月30日	25,000	25,000	0.62	有(注1)	平成27年 3月20日

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第15回社債	平成22年 4月30日	10,000	10,000	0.93	有(注1)	平成29年 3月17日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第16回社債	平成22年 4月30日	15,000	15,000	1.44	有(注1)	平成32年 3月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第17回社債	平成22年 9月14日	20,000	20,000	0.51	有(注1)	平成27年 8月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第18回社債	平成22年 9月14日	15,000	15,000	0.77	有(注1)	平成29年 8月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第19回社債	平成22年 9月14日	35,000	35,000	1.23	有(注1)	平成32年 8月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第20回社債	平成22年 11月22日	20,000	20,000	0.41	有(注1)	平成27年 9月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第21回社債	平成22年 11月22日	10,000	10,000	0.59	有(注1)	平成29年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第22回社債	平成22年 11月22日	25,000	25,000	1.03	有(注1)	平成32年 9月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第23回社債	平成23年 1月21日	25,000	25,000	0.52	有(注1)	平成27年 12月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第24回社債	平成23年 1月21日	15,000	15,000	0.84	有(注1)	平成29年 12月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第25回社債	平成23年 1月21日	30,000	30,000	1.28	有(注1)	平成32年 12月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第26回社債	平成23年 5月31日	—	15,000	0.34	有(注1)	平成26年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第27回社債	平成23年 5月31日	—	25,000	0.53	有(注1)	平成28年 3月18日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第28回社債	平成23年 5月31日	—	10,000	0.78	有(注1)	平成30年 3月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第29回社債	平成23年 5月31日	—	20,000	1.21	有(注1)	平成33年 3月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第30回社債	平成23年 9月27日	—	10,000	0.27	有(注1)	平成26年 9月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第31回社債	平成23年 9月27日	—	20,000	0.43	有(注1)	平成28年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第32回社債	平成23年 9月27日	—	15,000	0.64	有(注1)	平成30年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第33回社債	平成23年 9月27日	—	25,000	1.08	有(注1)	平成33年 9月17日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第34回社債	平成23年 11月25日	—	35,000	0.27	有(注1)	平成26年 9月19日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第35回社債	平成23年 11月25日	—	10,000	0.44	有(注1)	平成28年 9月20日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第36回社債	平成23年 11月25日	—	15,000	1.06	有(注1)	平成33年 9月17日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第37回社債	平成24年 2月28日	—	35,000	0.38	有(注1)	平成28年 2月26日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第38回社債	平成24年 2月28日	—	15,000	0.67	有(注1)	平成31年 2月28日
中日本高速道路㈱	中日本高速道路株式会社 第39回社債	平成24年 2月28日	—	50,000	1.05	有(注1)	平成33年 12月20日
合計	—	—	818,943	1,094,093	—	—	—

(注) 1. 高速道路会社法第8条の規定により、当社の総財産を社債の担保に供しております。

2. 機構法第15条の規定により、機構が債務の引受を行ったことによるものです。

3. 償還期限の日に元本を一括償還する発行条件としており、連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	45,000	155,000	125,000	60,000

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	3,616	8,088	0.71	—
1年以内に返済予定のリース債務	203	244	—	—
道路建設関係長期借入金	438,980	452,100	1.02	平成26年2月～ 平成32年2月
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	8,555	5,464	1.65	平成25年9月～ 平成45年2月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	456	484	—	平成25年4月～ 平成32年11月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	451,811	466,382	—	—

- (注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 道路建設関係長期借入金、長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	75,000	205,000	170,000	—
長期借入金	3,090	2,327	4	4
リース債務	228	169	49	18
合計	78,319	207,497	170,054	23

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

決算日後の状況

当社は、平成24年4月14日に新東名高速道路(御殿場JCT～三ヶ日JCT)が開通したことより、機構と債務引受契約を締結しております。

この契約に基づき、約1兆円の道路資産が機構に帰属し、その見合いの債務を機構が引き受けております。

これにより、営業収益及び営業費用がそれぞれ約1兆円増額となり、同額程度の仕掛道路資産及び道路建設関係社債等が減少する予定であります。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,974	14,850
高速道路事業営業未収入金	50,019	42,820
未収入金	11,383	13,184
未収収益	16	9
短期貸付金	6	21
有価証券	81,997	130,997
仕掛道路資産	1,195,614	※6 1,476,090
商品	0	1
原材料	816	577
貯蔵品	617	728
受託業務前払金	5,272	2,645
前払金	1,620	209
前払費用	220	219
繰延税金資産	1,604	2,012
その他	11,375	14,215
貸倒引当金	△16	△12
流動資産合計	1,373,523	1,698,573
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,910	1,787
減価償却累計額	△361	△433
建物（純額）	1,548	1,354
構築物	37,961	39,158
減価償却累計額	△3,492	△4,462
構築物（純額）	34,469	34,696
機械及び装置	※2 73,468	※2 78,169
減価償却累計額	△29,114	△35,864
機械及び装置（純額）	44,354	42,305
車両運搬具	※2 11,219	※2 13,460
減価償却累計額	△7,866	△9,330
車両運搬具（純額）	3,353	4,130
工具、器具及び備品	5,841	5,655
減価償却累計額	△3,736	△3,652
工具、器具及び備品（純額）	2,105	2,002
土地	228	228
リース資産	54	54
減価償却累計額	△20	△31
リース資産（純額）	34	22
建設仮勘定	2,541	3,904
有形固定資産合計	88,635	88,644
無形固定資産	3,824	4,000
高速道路事業固定資産合計	92,459	92,644

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	25,023	27,057
減価償却累計額	△4,776	△5,905
建物(純額)	20,246	21,152
構築物	5,755	6,054
減価償却累計額	△1,944	△2,243
構築物(純額)	3,810	3,810
機械及び装置	756	962
減価償却累計額	△415	△501
機械及び装置(純額)	341	461
車両運搬具	0	7
減価償却累計額	△0	△1
車両運搬具(純額)	0	6
工具、器具及び備品	240	275
減価償却累計額	△114	△122
工具、器具及び備品(純額)	125	153
土地	104,142	103,937
建設仮勘定	7,817	11,504
有形固定資産合計	136,484	141,026
無形固定資産	191	218
関連事業固定資産合計	136,675	141,245
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	13,247	13,573
減価償却累計額	△3,706	△4,200
建物(純額)	9,541	9,372
構築物	1,360	1,298
減価償却累計額	△561	△608
構築物(純額)	799	690
機械及び装置	24	25
減価償却累計額	△21	△22
機械及び装置(純額)	2	2
車両運搬具	24	23
減価償却累計額	△23	△22
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	1,963	2,240
減価償却累計額	△586	△895
工具、器具及び備品(純額)	1,376	1,345
土地	9,004	9,006
リース資産	438	431
減価償却累計額	△58	△145
リース資産(純額)	379	285
建設仮勘定	81	150
有形固定資産合計	21,186	20,854
無形固定資産	4,571	5,329
各事業共用固定資産合計	25,757	26,184

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	29	3
減価償却累計額	△20	△0
建物(純額)	8	2
構築物		
減価償却累計額	△2	—
構築物(純額)	0	—
土地	460	424
有形固定資産合計	469	426
その他の固定資産合計	469	426
投資その他の資産		
関係会社株式	6,871	7,167
長期貸付金	64	56
長期前払費用	2,130	2,089
その他	※1 1,672	※1 1,990
貸倒引当金	△204	△188
投資その他の資産合計	10,534	11,115
固定資産合計	265,896	271,616
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,764	2,121
繰延資産合計	1,764	2,121
資産合計	※1 1,641,185	※1 1,972,311
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	※3 72,698	※3 110,086
1年以内返済予定長期借入金	3,616	8,088
リース債務	※3 155	※3 132
未払金	※3 13,475	※3 10,347
未払費用	※3 2,158	※3 2,156
未払法人税等	837	2,843
預り連絡料金	1,527	1,546
預り金	※3 25,000	※3 27,595
受託業務前受金	4,838	2,938
前受金	2,058	1,777
前受収益	245	248
賞与引当金	1,296	1,270
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	149	124
その他	666	2,007
流動負債合計	128,726	171,162
固定負債		
道路建設関係社債	※1, ※3 818,993	※1, ※3 1,094,143
道路建設関係長期借入金	438,980	452,100
その他の長期借入金	8,555	5,464
リース債務	※3 324	※3 222
受入保証金	※3 11,438	※3 11,831
退職給付引当金	49,178	50,463
役員退職慰労引当金	39	48
ETCマイレージサービス引当金	5,908	5,825

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ポイント引当金	29	26
その他	566	420
固定負債合計	1,334,014	1,620,547
負債合計	1,462,741	1,791,709
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金	26,344	27,767
別途積立金	11,669	13,976
繰越利益剰余金	3,780	2,206
利益剰余金合計	41,793	43,951
株主資本合計	178,444	180,601
純資産合計	178,444	180,601
負債純資産合計	1,641,185	1,972,311

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	442,266	476,788
道路資産完成高	141,654	59,023
その他の売上高	20,660	4,588
営業収益合計	604,581	540,400
営業費用		
道路資産賃借料	328,661	341,425
道路資産完成原価	141,654	59,023
管理費用	132,366	138,708
営業費用合計	※1 602,682	※1 539,156
高速道路事業営業利益	1,898	1,243
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	16,652	14,955
休憩所等事業収入	12,909	12,702
不動産賃貸収入	116	84
その他の事業収入	585	560
営業収益合計	30,264	28,303
営業費用		
受託業務事業費	16,235	15,101
休憩所等事業費	8,200	8,183
不動産賃貸費用	50	46
その他の事業費用	1,421	1,324
営業費用合計	※1 25,907	※1 24,656
関連事業営業利益	4,356	3,647
全事業営業利益		
	6,255	4,890
営業外収益		
受取利息	27	6
有価証券利息	88	107
受取配当金	619	407
物品売却益	0	0
土地物件貸付料	247	239
雑収入	364	343
営業外収益合計	1,348	1,105
営業外費用		
支払利息	269	183
震災救援活動費用	22	67
雑損失	145	86
営業外費用合計	437	336
経常利益	7,166	5,659

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 9
前期損益修正益	※3 170	—
ポイント引当金戻入額	69	—
特別利益合計	239	9
特別損失		
固定資産売却損	※4 35	※4 2
固定資産除却損	※5 658	※5 427
減損損失	※6 116	—
前期損益修正損	※7 135	—
特別損失合計	945	429
税引前当期純利益	6,460	5,239
法人税、住民税及び事業税	2,360	3,490
法人税等調整額	347	△408
法人税等合計	2,707	3,081
当期純利益	3,753	2,157

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 高速道路事業営業費用					
1 道路資産賃借料			328,661		341,425
2 道路資産完成原価			141,654		59,023
3 管理費用					
(1) 維持修繕費		55,748		60,346	
(2) 管理業務費		42,038		42,895	
(3) 一般管理費		34,579		35,465	
計			132,366		138,708
高速道路事業営業費用合計			602,682		539,156
II 関連事業営業費用					
1 受託業務事業費					
(1) 受託事業費		14,887		13,879	
(2) 一般管理費		1,348		1,222	
計			16,235		15,101
2 休憩所等事業費					
(1) 休憩所等事業費		6,888		6,905	
(2) 一般管理費		1,312		1,278	
計			8,200		8,183
3 不動産賃貸費用					
(1) 不動産賃貸事業費		35		33	
(2) 一般管理費		15		12	
計			50		46
4 その他の事業費用					
(1) その他の事業費		651		624	
(2) 一般管理費		769		700	
計			1,421		1,324
関連事業営業費用合計			25,907		24,656
全事業営業費用合計			628,589		563,813

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 営業費用					
1 道路資産賃借料			328,661		341,425
2 道路資産完成原価					
用地費					
土地代		1,239		255	
労務費		38		0	
外注費		117		2	
経費		33		57	
金利等		20		0	
一般管理費人件費		45		0	
一般管理費経費		87	1,582	0	316
建設費					
材料費		65		54	
労務費		2,194		1,584	
外注費		127,251		51,360	
経費		1,429		647	
金利等		4,625		1,113	
一般管理費人件費		1,898		1,360	
一般管理費経費		1,850	139,316	1,359	57,480
除却工事費用その他					
労務費		24		32	
外注費		680		1,117	
経費		3		4	
金利等		4		12	
一般管理費人件費		27		38	
一般管理費経費		15	755	21	1,226
			141,654		59,023

		前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		3,893			4,031		
経費		51,854	55,748		56,315	60,346	
管理業務費							
人件費		1,920			1,965		
経費		40,117	42,038		40,930	42,895	
一般管理費							
人件費		5,890			5,679		
経費		28,689	34,579	132,366	29,786	35,465	138,708
II 営業外費用							
支払利息			81			46	
震災救援活動費用			6			17	
雑損失			68	156		69	133
III 特別損失							
固定資産売却損			27			2	
減損損失			12			—	
前期損益修正損			98	138		—	2
高速道路事業営業費用等合計				602,977			539,292
IV 法人税、住民税及び事業税			917			1,189	
V 法人税等調整額			135	1,052		△139	1,050
高速道路事業総費用合計				604,030			540,343

② 受託業務事業費
受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	—	—	1	0.0
II 労務費		259	2.1	196	1.7
III 経費		12,347	97.6	11,018	97.9
IV 一般管理費		42	0.3	35	0.3
当期総製造費用		12,649	100.0	11,252	100.0
期首受託業務前払金		7,509		5,272	
合計		20,159		16,524	
期末受託業務前払金		5,272		2,645	
受託事業費		14,887		13,879	

※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
外注費	11,585	外注費	10,610
業務委託費	419	業務委託費	338

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 休憩所等事業費
休憩所等事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	0	0.0	0	0.0
II 人件費		301	4.4	364	5.3
III 経費		6,585	95.6	6,541	94.7
休憩所等事業費		6,888	100.0	6,905	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	1,933	業務委託費	1,906
減価償却費	1,653	減価償却費	1,822

④ 不動産賃貸費用
不動産賃貸事業費

		前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※	1	4.3	1	5.1
II 経費		33	95.7	31	94.9
不動産賃貸事業費		35	100.0	33	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
租税公課	32	租税公課	29

⑤ その他の事業費用
その他の事業費

		前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 商品仕入高	※	46	7.1	27	4.4
II 人件費		160	24.6	144	23.1
III 経費		445	68.3	452	72.5
その他の事業費		651	100.0	624	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	168	業務委託費	190
減価償却費	109	租税公課	101

⑥ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費は次のとおりであります。

前事業年度	合計	38,024百万円
このうち主なものは次のとおりであります。		
給与手当・賞与	4,520百万円	
役員退職慰労引当金繰入額	14百万円	
賞与引当金繰入額	391百万円	
退職給付費用	1,126百万円	
減価償却費	855百万円	
業務委託費	2,716百万円	
ETCマイレージサービス引当金繰入額	5,901百万円	
利用促進費	15,942百万円	

当事業年度	合計	38,679百万円
このうち主なものは次のとおりであります。		
給与手当・賞与	4,377百万円	
役員退職慰労引当金繰入額	12百万円	
賞与引当金繰入額	361百万円	
退職給付費用	1,061百万円	
減価償却費	1,001百万円	
業務委託費	2,562百万円	
ETCマイレージサービス引当金繰入額	5,819百万円	
ポイント引当金繰入額	17百万円	
利用促進費	16,999百万円	

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	65,000	65,000
当期末残高	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	65,000	65,000
当期末残高	65,000	65,000
その他資本剰余金		
当期首残高	6,650	6,650
当期末残高	6,650	6,650
資本剰余金合計		
当期首残高	71,650	71,650
当期末残高	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金		
当期首残高	26,375	26,344
当期変動額		
高速道路事業積立金の積立	—	1,423
高速道路事業積立金の取崩	△31	—
当期変動額合計	△31	1,423
当期末残高	26,344	27,767
別途積立金		
当期首残高	9,928	11,669
当期変動額		
別途積立金の積立	1,741	2,307
当期変動額合計	1,741	2,307
当期末残高	11,669	13,976
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,736	3,780
当期変動額		
高速道路事業積立金の積立	—	△1,423
高速道路事業積立金の取崩	31	—
別途積立金の積立	△1,741	△2,307
当期純利益	3,753	2,157
当期変動額合計	2,043	△1,573
当期末残高	3,780	2,206
利益剰余金合計		
当期首残高	38,040	41,793
当期変動額		
高速道路事業積立金の積立	—	—
高速道路事業積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
当期純利益	3,753	2,157
当期変動額合計	3,753	2,157
当期末残高	41,793	43,951

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	174,690	178,444
当期変動額		
当期純利益	3,753	2,157
当期変動額合計	3,753	2,157
当期末残高	178,444	180,601
純資産合計		
当期首残高	174,690	178,444
当期変動額		
当期純利益	3,753	2,157
当期変動額合計	3,753	2,157
当期末残高	178,444	180,601

【重要な会計方針】

当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 (2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (3) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。	
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。 (2) 商品、原材料、貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。	
3 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 7年～50年 構築物 8年～60年 機械及び装置 5年～17年 また、道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
4 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。	
5 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。	

当事業年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

【表示方法の変更】

当事業年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「震災救援活動費用」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「雑損失」に表示していた168百万円は、「震災救援活動費用」22百万円、「雑損失」145百万円として組み替えております。

なお、同様に前事業年度の営業費用明細書(2)科目明細書①高速道路事業原価明細書において、「Ⅱ営業外費用」の「雑損失」に表示していた75百万円は、「震災救援活動費用」6百万円、「雑損失」68百万円として組み替えております。

【追加情報】

当事業年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)																																																		
<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。</p> <p>① 道路建設関係社債 818,993百万円 (額面額 820,000百万円)</p> <p>② 機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務 220,000百万円 なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」268百万円を法務局に供託しております。</p> <p>※2 有形固定資産の圧縮記帳 国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は21百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">高速道路事業固定資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">なお、国庫補助金の受入による圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">高速道路事業固定資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> </table> <p>※3 関係会社に対する負債の注記 関係会社に対する負債の合計額は、35,165百万円であります。主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">預り金</td> <td style="text-align: right;">16,940百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">高速道路事業営業未払金</td> <td style="text-align: right;">12,063百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">受入保証金</td> <td style="text-align: right;">3,405百万円</td> </tr> </table> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">機構</td> <td style="text-align: right;">4,357,262百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">19,214百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">275百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">4,376,752百万円</td> </tr> </table>	高速道路事業固定資産		車両運搬具	21百万円	なお、国庫補助金の受入による圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。		高速道路事業固定資産		機械及び装置	1百万円	車両運搬具	23百万円	計	24百万円	預り金	16,940百万円	高速道路事業営業未払金	12,063百万円	受入保証金	3,405百万円	機構	4,357,262百万円	東日本高速道路	19,214百万円	西日本高速道路	275百万円	計	4,376,752百万円	<p>※1 担保資産及び担保付債務 高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。</p> <p>① 道路建設関係社債 1,094,143百万円 (額面額 1,095,000百万円)</p> <p>② 機構法第15条の規定により、機構に引き渡した社債に係る債務 245,000百万円 なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」575百万円を法務局に供託しております。</p> <p>※2 有形固定資産の圧縮記帳 国庫補助金の受入による圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">高速道路事業固定資産</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> </table> <p>※3 関係会社に対する負債の注記 関係会社に対する負債の合計額は、39,389百万円であります。主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">預り金</td> <td style="text-align: right;">19,528百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">高速道路事業営業未払金</td> <td style="text-align: right;">13,777百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">受入保証金</td> <td style="text-align: right;">3,406百万円</td> </tr> </table> <p>4 偶発債務 下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">機構</td> <td style="text-align: right;">4,263,665百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">東日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">12,385百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">西日本高速道路</td> <td style="text-align: right;">54百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">4,276,104百万円</td> </tr> </table>	高速道路事業固定資産		機械及び装置	1百万円	車両運搬具	23百万円	計	24百万円	預り金	19,528百万円	高速道路事業営業未払金	13,777百万円	受入保証金	3,406百万円	機構	4,263,665百万円	東日本高速道路	12,385百万円	西日本高速道路	54百万円	計	4,276,104百万円
高速道路事業固定資産																																																			
車両運搬具	21百万円																																																		
なお、国庫補助金の受入による圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。																																																			
高速道路事業固定資産																																																			
機械及び装置	1百万円																																																		
車両運搬具	23百万円																																																		
計	24百万円																																																		
預り金	16,940百万円																																																		
高速道路事業営業未払金	12,063百万円																																																		
受入保証金	3,405百万円																																																		
機構	4,357,262百万円																																																		
東日本高速道路	19,214百万円																																																		
西日本高速道路	275百万円																																																		
計	4,376,752百万円																																																		
高速道路事業固定資産																																																			
機械及び装置	1百万円																																																		
車両運搬具	23百万円																																																		
計	24百万円																																																		
預り金	19,528百万円																																																		
高速道路事業営業未払金	13,777百万円																																																		
受入保証金	3,406百万円																																																		
機構	4,263,665百万円																																																		
東日本高速道路	12,385百万円																																																		
西日本高速道路	54百万円																																																		
計	4,276,104百万円																																																		

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)																						
<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0" data-bbox="231 454 788 489"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">42,437百万円</td> </tr> </table> <p>② 道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <table border="0" data-bbox="231 602 788 637"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">213,200百万円</td> </tr> </table> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <table border="0" data-bbox="231 751 788 786"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">299,960百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が120,000百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金が42,960百万円減少しております。</p> <p>5 貸出コミットメント</p> <p>当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく当事業年度末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="231 1153 788 1266"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">5,500百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">5,500百万円</td> </tr> </table> <p>6 _____</p>	機構	42,437百万円	機構	213,200百万円	機構	299,960百万円	貸出コミットメントの総額	5,500百万円	貸出実行残高	-百万円	差引額	5,500百万円	<p>(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0" data-bbox="885 454 1442 489"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">36,951百万円</td> </tr> </table> <p>② _____</p> <p>③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <table border="0" data-bbox="885 751 1442 786"> <tr> <td>機構</td> <td style="text-align: right;">361,840百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が25,000百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金が36,880百万円減少しております。</p> <p>5 貸出コミットメント</p> <p>当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく当事業年度末の貸出未実行残高は、以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="885 1153 1442 1266"> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">6,400百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">6,384百万円</td> </tr> </table> <p>※6 仕掛道路資産の期末残高</p> <p>当社の「社員の所得税法違反事案に関連する調査及び再発防止のための委員会」の調査により、本来、取得原価とならない金額が含まれております。なお、現在、調査中であるため、金額は未確定ではありますが、僅少であると想定されます。</p>	機構	36,951百万円	機構	361,840百万円	貸出コミットメントの総額	6,400百万円	貸出実行残高	15百万円	差引額	6,384百万円
機構	42,437百万円																						
機構	213,200百万円																						
機構	299,960百万円																						
貸出コミットメントの総額	5,500百万円																						
貸出実行残高	-百万円																						
差引額	5,500百万円																						
機構	36,951百万円																						
機構	361,840百万円																						
貸出コミットメントの総額	6,400百万円																						
貸出実行残高	15百万円																						
差引額	6,384百万円																						

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																										
<p>※1 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる研究開発費の総額は、633百万円であります。</p> <p style="text-align: center;">2</p>	<p>※1 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる研究開発費の総額は、509百万円であります。</p> <p>※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9百万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3</p>	車両運搬具	9百万円	土地	0百万円	計	9百万円																				
車両運搬具	9百万円																										
土地	0百万円																										
計	9百万円																										
<p>※3 前期損益修正益の内容は次のとおりであります。 固定資産の自主点検等によるものであります。</p>	<p>※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">35百万円</td> </tr> </table>	構築物	18百万円	機械及び装置	0百万円	車両運搬具	5百万円	工具、器具及び備品	0百万円	土地	11百万円	計	35百万円														
構築物	18百万円																										
機械及び装置	0百万円																										
車両運搬具	5百万円																										
工具、器具及び備品	0百万円																										
土地	11百万円																										
計	35百万円																										
<p>※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両運搬具</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">35百万円</td> </tr> </table>	構築物	18百万円	機械及び装置	0百万円	車両運搬具	5百万円	工具、器具及び備品	0百万円	土地	11百万円	計	35百万円	<p>※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">312百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">93百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">427百万円</td> </tr> </table>	建物	312百万円	構築物	93百万円	機械及び装置	10百万円	工具、器具及び備品	0百万円	無形固定資産	6百万円	その他	2百万円	計	427百万円
構築物	18百万円																										
機械及び装置	0百万円																										
車両運搬具	5百万円																										
工具、器具及び備品	0百万円																										
土地	11百万円																										
計	35百万円																										
建物	312百万円																										
構築物	93百万円																										
機械及び装置	10百万円																										
工具、器具及び備品	0百万円																										
無形固定資産	6百万円																										
その他	2百万円																										
計	427百万円																										
<p>※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">528百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">構築物</td> <td style="text-align: right;">127百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">658百万円</td> </tr> </table>	建物	528百万円	構築物	127百万円	機械及び装置	2百万円	工具、器具及び備品	0百万円	計	658百万円	<p>※6 減損損失の内容は次のとおりであります。 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 30%;">用途</th> <th style="width: 50%;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県 名古屋市</td> <td>カードサービス事業</td> <td>工具、器具及び備品、無形固定資産、長期前払費用</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として、事業区分によりグルーピングを行っております。</p> <p>当事業年度において、関連事業におけるカードサービス事業に係る資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失75百万円（うち工具、器具及び備品1百万円、無形固定資産72百万円、長期前払費用0百万円）として特別損失に計上しております。</p>	場所	用途	種類	愛知県 名古屋市	カードサービス事業	工具、器具及び備品、無形固定資産、長期前払費用										
建物	528百万円																										
構築物	127百万円																										
機械及び装置	2百万円																										
工具、器具及び備品	0百万円																										
計	658百万円																										
場所	用途	種類																									
愛知県 名古屋市	カードサービス事業	工具、器具及び備品、無形固定資産、長期前払費用																									
<p>※6 減損損失の内容は次のとおりであります。 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p>	<p style="text-align: center;">6</p>																										

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)			当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 町田市</td> <td>遊休不動産</td> <td>建物、構築物</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、原則として、事業区分によりグルーピングを行っており、遊休不動産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>当事業年度において、遊休不動産のうち、廃止を決定した資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失41百万円（うち建物38百万円、構築物2百万円）として特別損失に計上しております。</p>			場所	用途	種類	東京都 町田市	遊休不動産	建物、構築物			
場所	用途	種類									
東京都 町田市	遊休不動産	建物、構築物									
<p>※7 前期損益修正損の内容は次のとおりであります。</p> <p>固定資産の自主点検等によるもの及びシステム改修による預り連絡料金等の残高修正によるものであります。</p>			7								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 (工具、器具及び備品)	563百万円	426百万円	137百万円
合計	563百万円	426百万円	137百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

	当事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 (工具、器具及び備品)	161百万円	140百万円	20百万円
合計	161百万円	140百万円	20百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	116百万円	20百万円
1年超	20百万円	一百万円
合計	137百万円	20百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	241百万円	116百万円
減価償却費相当額	241百万円	116百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	298,399百万円	335,285百万円
1年超	17,316,577百万円	17,122,885百万円
合計	17,614,976百万円	17,458,170百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

(注) 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	102百万円	100百万円
1年超	265百万円	164百万円
合計	368百万円	265百万円

(有価証券関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式5,556百万円、関連会社株式1,314百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (平成24年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式5,566百万円、関連会社株式1,600百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	42百万円	32百万円
賞与引当金	522百万円	478百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	60百万円	46百万円
退職給付引当金	19,797百万円	17,885百万円
ETCマイレージサービス引当金	2,378百万円	2,056百万円
その他	1,853百万円	2,663百万円
繰延税金資産小計	24,653百万円	23,163百万円
評価性引当金	△23,047百万円	△21,105百万円
繰延税金資産合計	1,606百万円	2,057百万円
繰延税金負債		
その他	△2百万円	△44百万円
繰延税金負債合計	△2百万円	△44百万円
繰延税金資産の純額	1,604百万円	2,012百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率 (調整)	40.4%
	税率変更	58.0%
	評価性引当額の増減	△37.1%
	その他	△2.4%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	58.8%

3. 実効税率の変更

平成23年12月2日付で「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(法律第117号)が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.4%から平成24年4月1日以後平成27年3月31日までに開始する事業年度に解消が見込まれるものについては37.7%、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれるものについては35.3%にそれぞれ変更しております。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が144百万円減少し、法人税等調整額が144百万円増加しております。

(企業結合等関係)

当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,372.64円	1,389.24円
1株当たり当期純利益金額	28.87円	16.59円

(注) 1. 潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益 (百万円)	3,753	2,157
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	3,753	2,157
普通株式の期中平均株式数 (千株)	130,000	130,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	178,444	180,601
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	178,444	180,601
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数 (千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

当事業年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第40回社債	中日本高速道路株式会社第41回社債
発行総額	金400億円	金200億円
利率	年0.298パーセント	年0.561パーセント
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	平成24年5月23日	平成24年5月23日
償還期日	平成28年3月18日	平成31年3月20日
担保	一般担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第42回社債
発行総額	金400億円
利率	年0.942パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成24年5月23日
償還期日	平成34年3月18日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、 災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

当事業年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

II 重要な契約の変更

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」及び「一般国道16号（八王子バイパス）に関する協定」の一部を変更することを、平成24年4月12日開催の取締役会にて決議し、それに基づき平成24年4月17日付けで変更の協定を締結するとともに、国土交通大臣へ「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等」及び「一般国道16号（八王子バイパス）」の事業変更許可申請を行い、平成24年4月20日付けで許可を受けています。

① 協定の相手方

機構

② 協定締結日

平成24年4月17日

③ 変更の内容

東海北陸自動車道（白鳥IC～飛騨清見IC）4車線化事業、東京外かく環状道路（中央JCT（仮称）～東名JCT（仮称））、名古屋環状2号線（名古屋西JCT～飛島JCT（仮称））及びスマートIC（6箇所）の事業追加及び交通量・収入推計等前提条件等の見直しをしております。

これらを受け「修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額」、「道路資産の貸付料の額」及び「計画料金収入の額」が変更されております。

④ 影響

第二東海自動車道横浜名古屋線（神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで）ほか57区間に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額126,688百万円（消費税込み）が増額となります。

平成24年度から平成62年度までの期間において修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額244,781百万円（消費税込み）が増額となり、協定上の計画料金収入582,292百万円（消費税込み）及び道路資産の貸付料652,920百万円（消費税込み）がそれぞれ減額となり、また、災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額36百万円（消費税込み）が減額となります。

なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動する場合には、道路資産の貸付料の金額もそれに連動して変動することとされています。

また、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (リース取引関係)」の一部において、この協定の変更内容を反映させた場合には以下のとおりとなります。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	332,201百万円
1年超	16,504,140百万円
合計	16,836,342百万円

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

種類及び銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	満期保有目的の債券	(コマーシャルペーパー)		
		みずほ証券(株)	17,000	16,998
		三菱UFJリース(株)	5,000	4,999
計			22,000	21,997

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	(譲渡性預金)		
		(株)みずほコーポレート銀行	—	22,000
		(株)あおぞら銀行	—	20,000
		(株)関西アーバン銀行	—	20,000
		大阪府信用農業協同組合連合会	—	17,000
		兵庫県信用農業協同組合連合会	—	13,000
		(株)京都銀行	—	10,000
		(株)三井住友銀行	—	7,000
計			—	109,000

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累計 額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末簿価 (百万円)	
高速 道路 事業	有形 固定 資産	建物	1,910	46	169	1,787	433	81	1,354
		構築物	37,961	1,667	470	39,158	4,462	1,022	34,696
		機械及び装置	73,468	7,479	2,777	78,169	35,864	8,259	42,305
		車両運搬具	11,219	2,318	77	13,460	9,330	1,535	4,130
		工具、器具及び備品	5,841	1,193	1,380	5,655	3,652	609	2,002
		土地	228	3	3	228	—	—	228
		リース資産	54	—	—	54	31	11	22
		建設仮勘定（注3）	2,541	14,516	13,152	3,904	—	—	3,904
		計	133,226	27,224	18,031	142,419	53,774	11,519	88,644
	無形固定資産	8,728	3,611	2,316	10,022	6,022	1,118	4,000	
	合計	141,954	30,835	20,348	152,441	59,797	12,638	92,644	
関連 事業	有形 固定 資産	建物	25,023	2,499	465	27,057	5,905	1,265	21,152
		構築物	5,755	481	182	6,054	2,243	385	3,810
		機械及び装置	756	219	13	962	501	89	461
		車両運搬具	0	6	—	7	1	0	6
		工具、器具及び備品	240	56	20	275	122	27	153
		土地	104,142	—	204	103,937	—	—	103,937
		建設仮勘定	7,817	6,797	3,111	11,504	—	—	11,504
		計	143,736	10,062	3,998	149,800	8,773	1,767	141,026
	無形固定資産	362	51	33	379	161	17	218	
合計	144,098	10,113	4,032	150,180	8,935	1,785	141,245		
各事 業共 用	有形 固定 資産	建物	13,247	414	89	13,573	4,200	530	9,372
		構築物	1,360	43	104	1,298	608	79	690
		機械及び装置	24	1	—	25	22	0	2
		車両運搬具	24	1	2	23	22	0	0
		工具、器具及び備品	1,963	318	41	2,240	895	343	1,345
		土地	9,004	1	—	9,006	—	—	9,006
		リース資産	438	36	43	431	145	125	285
		建設仮勘定	81	2,129	2,059	150	—	—	150
		計	26,144	2,946	2,341	26,749	5,895	(501) 1,080	(10,040) 20,854
	無形固定資産	8,833	2,129	26	(5,307) 10,935	5,605	1,365	5,329	
合計	34,977	5,075	2,367	37,685	11,500	2,446	26,184		

区分	資産の種類		期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累計 額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末簿価 (百万円)
その他の 固定 資産	有形 固定 資産	建物	29	—	25	3	0	0	2
		構築物	2	—	2	—	—	—	—
		土地	460	0	37	424	—	—	424
		計	492	0	65	427	0	(0) 0	(—) 426
投資その他 の資産	長期前払費用 (注4)	3,663	407	424	3,646	1,557	360	2,089	
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	2,327	730	69	2,988	867	373	2,121	
	計	2,327	730	69	2,988	867	373	2,121	

(注) 1. ()内は、高速道路事業配賦分を表示しており、配賦基準は勤務時間比によっております。

2. 各事業共用固定資産の主なものは、工事事務所及び宿舍等であります。

3. 高速道路事業有形固定資産 建設仮勘定の当期増加額の主なものは、料金收受関係設備9,857百万円の取得によるものであります。

4. 投資その他の資産 長期前払費用の当期増加額及び減少額には、ETC前払割引制度のプレミアム（割引）を含めております。

なお、ETC前払割引制度のプレミアム（割引）の増加及び減少は、ETC利用可能な道路を管理する事業者間での精算によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	221	24	44	—	201
賞与引当金	1,296	1,270	1,296	—	1,270
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	149	—	25	—	124
役員退職慰労引当金	39	19	10	—	48
ETCマイレージサービス引当金	5,908	5,825	5,908	—	5,825
ポイント引当金	29	26	20	9(注1)	26

(注) 1. ポイントの引当金のその他の減少額は、カードポイントをETCマイレージサービスの還元額（無料走行分）に交換したものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

1 現金及び預金

内訳	金額 (百万円)
現金	316
預金	
普通預金	11,512
定期預金	3,000
その他	21
小計	14,533
合計	14,850

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
三菱UFJニコス(株)	5,668
(株)ジェーシービー	4,600
三井住友カード(株)	4,239
トヨタファイナンス(株)	4,035
ユーシーカード(株)	3,181
その他	21,094
合計	42,820

(2) 滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
50,019	538,240	545,439	42,820	92.7	31.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜き方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

3 未収入金

(1) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
中日本エクス(株)	1,492
国土交通省	889
東日本高速道路(株)	696
西日本高速道路(株)	687
社団法人移動通信基盤整備協会	250
その他	9,168
合計	13,184

(2) 滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
11,383	49,575	47,774	13,184	78.4	90.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜き方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれております。

4 有価証券

130,997百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 ④ 附属明細表 有価証券明細表」に記載しております。

5 たな卸資産

(1) 仕掛道路資産

科目		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	92,404	13,020	255	105,168
	労務費	4,044	693	0	4,737
	外注費	8,443	1,125	2	9,566
	経費	55,331	11,233	57	66,508
	金利等	8,449	2,343	0	10,792
	一般管理費人件費	2,774	494	0	3,268
	一般管理費経費	3,791	984	0	4,776
	計	175,239	29,896	316	204,819
建設費	材料費	791	608	54	1,345
	労務費	19,000	4,591	1,584	22,008
	外注費	899,442	274,564	51,360	1,122,646
	経費	26,908	5,589	647	31,850
	金利等	45,168	14,222	1,113	58,277
	一般管理費人件費	12,252	3,198	1,360	14,090
	一般管理費経費	16,480	5,372	1,359	20,493
	計	1,020,045	308,147	57,480	1,270,712
除却工事費用 その他	労務費	7	39	32	14
	外注費	281	1,330	1,117	494
	経費	2	5	4	4
	金利等	15	18	12	22
	一般管理費人件費	5	43	38	11
	一般管理費経費	17	16	21	11
	計	330	1,454	1,226	558
合計	1,195,614	339,498	59,023	1,476,090	

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の当期末残高

路線名	当期末残高 (百万円)
第二東海自動車道 横浜名古屋線	1,231,285
近畿自動車道 敦賀線	77,651
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	41,608
中部横断自動車道	31,545
近畿自動車道 名古屋神戸線	25,142
その他	49,095
合計	1,456,328

(2) 商品

内訳	金額（百万円）
雑貨	1
合計	1

(3) 原材料

内訳	金額（百万円）
緑化資材	577
合計	577

(4) 貯蔵品

内訳	金額（百万円）
通行券類	116
その他	611
合計	728

II 固定資産

1 有形固定資産 250,952百万円

内訳は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 ④ 附属明細表 有形固定資産等明細表」に記載しております。

III 流動負債

1 高速道路事業営業未払金
相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
機構	33,446
(株)NIPPON	3,899
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)	3,870
鹿島道路(株)・(株)ガイアートT・KJV	3,729
名古屋電機工業(株)	3,207
その他	61,931
合計	110,086

2 未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
三菱重工鉄構エンジニアリング(株)・駒井鉄工(株)JV	1,149
三菱重工業(株)	1,042
(株)NEXCOシステムズ	937
中日本エクシス(株)	621
(株)東芝	549
その他	6,045
合計	10,347

IV 固定負債

1 道路建設関係社債 1,094,143百万円

内訳は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤ 連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

2 道路建設関係長期借入金

相手先	金額（百万円）
(株)みずほコーポレート銀行	81,210
(株)三菱東京UFJ銀行	67,710
(株)三井住友銀行	63,210
農林中央金庫	58,710
信金中央金庫	58,710
その他	122,550
合計	452,100

(3) 【その他】

決算日後の状況

当社は、平成24年4月14日に新東名高速道路（御殿場JCT～三ヶ日JCT）が開通したことより、機構と債務引受契約を締結しております。

この契約に基づき、約1兆円の道路資産が機構に帰属し、その見合いの債務を機構が引き受けております。

これにより、営業収益及び営業費用がそれぞれ約1兆円増額となり、同額程度の仕掛道路資産及び道路建設関係社債等が減少する予定であります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	名古屋市中区錦二丁目18番19号 中日本高速道路株式会社 総務部
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。が、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は上場会社ではありませんので、金融商品取引法第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成23年5月24日東海財務局長に提出。
- (2) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第6期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
平成23年6月28日東海財務局長に提出。
- (3) 訂正発行登録書（普通社債）
平成23年6月28日東海財務局長に提出。
- (4) 訂正発行登録書（普通社債）
平成23年8月3日東海財務局長に提出。
- (5) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成23年9月15日東海財務局長に提出。
- (6) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成23年11月15日東海財務局長に提出。
- (7) 半期報告書
事業年度（第7期中）（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
平成23年12月26日東海財務局長に提出。
- (8) 訂正発行登録書（普通社債）
平成23年12月26日東海財務局長に提出。
- (9) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成24年2月21日東海財務局長に提出。
- (10) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成24年5月17日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（以下「各社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 (2) 機構による債務引受け等」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとし、）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(平成24年6月28日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第2回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成19年10月11日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成19年10月11日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成20年8月11日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第5回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成20年11月18日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第6回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成21年2月20日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第7回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成21年4月30日	30,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第8回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年4月30日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第9回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年7月31日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第10回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年7月31日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第11回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成21年11月30日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第12回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年1月29日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第13回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年1月29日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第14回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年4月30日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第15回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年4月30日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第16回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年4月30日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第17回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年9月14日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第18回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年9月14日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第19回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年9月14日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第20回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年11月22日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第21回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年11月22日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第22回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成22年11月22日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第23回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年1月21日	25,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第24回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年1月21日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第25回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年1月21日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第26回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第27回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第28回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第29回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年5月31日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第30回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第31回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第32回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第33回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第34回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第35回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第36回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第37回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第37回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第38回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	15,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第40回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	40,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第41回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第42回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	40,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成24年3月31日現在の機構の概要は次のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成24年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成23年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

（単位：百万円）

I 資本金	5,114,374
政府出資金	3,800,771
地方公共団体出資金	1,313,603
II 資本剰余金	845,591
資本剰余金	70
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外減価償却累計額	△3,349
損益外減損失累計額	△2,061
III 利益剰余金	2,202,401
純資産合計	8,162,367

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、「機構法」、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また協定については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松岡 和雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月28日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 定敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松岡 和雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。